

令和元年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

1 事業の概要

中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えている。

この制度は、中山間地域で5年間以上継続して集落ぐるみの共同取組活動を行う農業者等に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

2 令和元年度の取組状況（資料 NO. 1-1、NO. 1-2）

令和元年度は第4期対策の最終年度であったため、交付面積等は全体では微増（H30:12,171ha→R元:12,195ha）であったが、岡山市と高梁市において、企業事業者の事業用地として農用地の転用の申出があり、協定の解散となったため、協定数が減少している。（第4期対策中は、一部でも農地転用があった場合、第4期対策初年度に溯って協定全面積の交付金を返還することから、協定の解散となった。）

第4期対策の最終年度は、1,347協定、20,589人の農業者が取組み、12,195haの農用地が維持された。

3 課題及び今後の取組

地域の高齢化・過疎化・担い手不足が問題となっている中、令和2年度から第5期対策が新たにスタートする（別添参考）。

第5期対策では、課題に向き合い、将来に向けて取組を進めるため、6年～10年後の集落の将来について話し合いを進めて「集落戦略」を作成し、そこで明確となった課題解決のために活用できる加算措置について各協定で目標を定めて取り組む事ができる制度となった。

また、農業生産活動の継続ができなくなった場合の交付金の返還について、連帯責任制はなくなったことから取り組みやすい制度となったことについても啓発し、4期対策と同程度の取組面積を目標とし、推進していく。

令和元年度の取組について御意見をいただくと共に、第5期対策の始まりに当たり御助言等ありましたらお願いいたします。

令和元年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

1 事業の概要

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を実施する。

2 令和元年度取組状況（資料 No. 2 P. 2～）

（1）取組状況

取組市町村数、交付件数は、平成30年度と同様20市町村、53件であったが、取組面積は、約233haと、8ha増加しており、対前年度比約104%となっている。

（2）取組作物

水稻が最も多く、全体の8割以上を占めている。

（3）対象活動の状況

有機農業とカバークロープで全体の9割以上を占めており、それぞれ107.7ha、107.4haと、同程度の取組面積となっている。

（4）取組状況の変遷

過去5年間の状況では、平成29年度までは、交付件数、取組面積ともに増加傾向であったが、平成30年度に減少し、令和元年度は、ほぼ横ばいとなっている。

3 課題及び今後の取組

平成30年度に、「対象活動」を複数実施しても2取組目が支援対象外となるなど、要件が変更されたこと等が原因で取組が減少した。

さらに、今年度から、制度の見直しが行われ、交付単価等が変更されたが、事業の主旨や制度の内容等について市町村等を通じて丁寧に説明を行うことで、環境に優しい農業に取り組む農業者の維持・拡大が図れるよう推進する。

令和元年度多面的機能支払交付金の実施状況について

1 事業の概要

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 農地維持支払 | 草刈り等の基礎的保全活動、体制づくり等 |
| (2) 資源向上支払（共同活動） | 施設の軽微な補修、環境保全活動等 |
| (3) 資源向上支払（長寿命化） | 水路や農道などの施設の更新、補修等 |

2 令和元年度の取組状況（資料 No. 3）

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 農地維持支払 | 取組面積 14,828ha (H30)→15,109ha (R1) |
| (2) 資源向上支払（共同活動） | 取組面積 11,933ha (H30)→12,286ha (R1) |
| (3) 資源向上支払（長寿命化） | 取組面積 7,123ha (H30)→ 7,189ha (R1) |

3 最終評価（H26年度～H30年度の5年間）（資料 No. 4）

県の第三者委員会で実施状況の点検・取組の評価を行っており、5年を一区切りの中間評価・最終評価としている。本来、最終評価は平成30年度に実施予定だったが、平成30年7月豪雨の影響により延期した。

活動組織へのアンケート結果では事業効果が出ているとの意見がある一方、高齢化や離農者の増加、担い手不足、構造改革の後押し等地域農業への貢献ができていないなどの問題は引き続き課題として残っている。

また平成30年7月豪雨後の災害復旧対応については、7割を超える組織で効果が出ているとの回答があり、今後も災害復旧や異常気象前の見回り・応急措置に本事業が活用できることを周知していく。

4 課題と今後の取組方向

上記最終評価のアンケート結果から、高齢化や離農者の増加、担い手不足、構造改革（農地の集積、経営の複合化等）の後押し等地域農業への貢献ができていないなどの課題が引き続き課題となっている。

また複雑な事務手続きが活動組織の負担になっていることから、事務支援ソフトの更なる導入促進を行うとともに、ソフトの改善が求められている。

本事業の活用における、上記の課題を解決するため「活動の手引き」や「リーフレット」を活用して、引き続き事業制度の周知を図っていきたいと考えており、具体的な周知方法や、非農家も含めた地域ぐるみの活動の活発化などの提案等についてご意見を伺いたい。

令和元年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について(概要)

1 県の推進内容の概要

- (1)市町村新任担当者会議 平成31年4月25日(全県)
 (2)市町村担当者会議 平成31年4月25日(全県)
 (3)市町村事業推進会議 令和元年5月、6月、11月、12月(各県民局)
 (4)市町村及び協定巡回指導 令和元年8月(吉備中央町・総社市・津山市・真庭市)
 令和元年11月(玉野市・高梁市・新見市・鏡野町・美咲町)
 (5)集落リーダー研修会(参加者32名)
- ① 研修会
- 県南会場 研修日時：令和2年1月27日(月)、2月3日(月) 13:00~16:00
 研修場所：国民宿舎サンロード吉備路
- 県北会場 研修日時：令和2年1月29日(水)、2月5日(水) 13:00~16:00
 研修場所：美咲町林業センター
 1回目講師：かのさと体験観光協会 仲田芳人氏
 2回目講師：NPO法人ひろしまね 安藤周治氏
- ② 視察研修
- 県南：令和2年2月17日(月) 8:00~19:00
 県北：令和2年2月19日(水) 7:30~19:10
 視察先：グリーンファームせら、川西自治連合会

2 実施状況の概要

令和元年度は第4期対策の最終年度であり、交付面積、交付金額は微増。

- 協定締結市町村：25市町村〔増減なし〕
 ○協定締結数：1,347協定〔2協定減、0.1ポイント減〕
 うち体制整備取組：971協定、72.1%〔2協定減、0.2ポイント減〕
 ○集落協定への参加農業者数：20,589人〔12人減〕
 ○交付金交付面積：12,195ha〔23ha増、0.2%増〕
 うち体制整備取組：9,541ha、78.2%〔24ha増、0ポイント増〕
 ○交付金額：1,827百万円〔5百万円増、0.3%増〕

[]内は前年度との対比

協定締結状況等(25市町村)

	協定締結数			集落協定参加農業者数(人)	交付金交付面積(ha)			交付金額 (百万円)
		うち 基礎 単価	うち 体制整 備単価			うち 基礎 単価	うち 体制整 備単価	
令和元年度	1,347	376	971	20,589	12,195	2,654	9,541	1,827
前年度比較	-2	0	-2	-12	23	0	24	5
平成30年度	1,349	376	973	20,601	12,171	2,654	9,517	1,821

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

令和元年度 市町村別実施状況

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数							集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積						交付金額		
	集落 協定	うち 体制 整備	個別 協定	うち 体制 整備	計	うち 体制 整備	集落 協定		個別 協定	計 (ha) (A)	基礎 単価 面積	体制 整備 単価 面積 (B)	体制 整備 単価率 (B)/(A)	集落 協定	個別 協定	計 (千円)	
備 前	岡山市	50	35	1	1	51	36	781	319	11	330	81	248	75%	45,304	2,264	47,568
	玉野市	1	1			1	1	13	2		2	2	100%	475		475	
	備前市	14	10			14	10	241	93		93	27	65	71%	14,954		14,954
	瀬戸内市	4				4		27	10		10				1,131		1,131
	赤磐市	44	23			44	23	807	527		527	210	317	60%	90,192		90,192
	和気町	36	20			36	20	449	184		184	83	102	55%	34,743		34,743
	吉備中央町	181	147	14	14	195	161	2,342	1,689	87	1,777	219	1,557	88%	269,011	15,269	284,280
小計(7)	330	236	15	15	345	251	4,660	2,824	98	2,922	630	2,292	78%	455,809	17,534	473,342	
備 中	倉敷市	4				4		39	11		11	11			1,676		1,676
	笠岡市	6	6			6	6	101	19		19		19	100%	4,129		4,129
	井原市	12	12			12	12	193	77		77		77	100%	14,049		14,049
	総社市	9	6			9	6	106	53		53	21	32	60%	10,163		10,163
	高梁市	132	73	5	4	137	77	1,671	996	28	1,024	359	666	65%	163,528	3,319	166,847
	新見市	116	78	1	1	117	79	1,361	912	2	914	232	681	75%	118,711	433	119,144
	浅口市	1	1			1	1	15	12		12		12	100%	1,405		1,405
	矢掛町	16	5			16	5	239	83		83	59	24	29%	13,396		13,396
小計(8)	296	181	6	5	302	186	3,725	2,163	30	2,193	682	1,512	69%	327,056	3,752	330,809	
美 作	津山市	135	116	2	2	137	118	2,386	1,399	7	1,406	155	1,251	89%	219,814	1,055	220,869
	真庭市	180	90			180	90	3,106	1,601		1,601	743	859	54%	186,592		186,592
	美作市	82	43	2	2	84	45	1,972	886	19	905	314	592	65%	114,242	1,743	115,984
	新庄村	15	15			15	15	238	170		170		170	100%	25,997		25,997
	鏡野町	105	101			105	101	988	573		573	26	547	95%	88,384		88,384
	勝央町	11	11			11	11	145	54		54		54	100%	11,245		11,245
	奈義町	19	19			19	19	754	615		615		615	100%	67,778		67,778
	西粟倉村	20	20			20	20	248	113		113		113	100%	16,154		16,154
	久米南町	36	30			36	30	846	696		696	71	625	90%	128,396		128,396
	美咲町	93	85			93	85	1,521	945		945	34	911	96%	161,246		161,246
小計(10)	696	530	4	4	700	534	12,204	7,053	26	7,079	1,342	5,737	81%	1,019,848	2,798	1,022,645	
県計(25)	1,322	947	25	24	1,347	971	20,589	12,040	155	12,195	2,654	9,541	78%	1,802,713	24,083	1,826,796	

注) 集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

市町村別実施状況の前年対比

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数				集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積								交付金額		
	集落 協定	個別 協定	計	R元/ H30率		集落 協定	個別 協定	計 (ha)	R元/ H30率	基礎 単価 面積	R元/ H30率	体制 整備 単価 面積	R元/ H30率	計 (千円)	R元/ H30率	
備 前	岡山市	-1		-1	98.1%	-24	-3.7	2.2	-1.5	99.6%	0.1		-1.6		178	100.4%
	玉野市				100.0%					100.0%				100.0%		100.0%
	備前市				100.0%					100.0%		100.0%		100.0%		100.0%
	瀬戸内市				100.0%		0.1		0.1	101.3%	0.1	101.3%			8	100.7%
	赤磐市				100.0%		0.8		0.8	100.1%	0.3	100.1%	0.5	100.2%	129	100.1%
	和気町				100.0%	6	2.9		2.9	101.6%	0.9	101.1%	1.9	101.9%	523	101.5%
	吉備中央町				100.0%		9.1	-0.9	8.2	100.5%	1.1	100.5%	7.1	100.5%	1,474	100.5%
小計(7)	-1		-1	99.7%	-18	9.2	1.2	10.5	100.4%	2.5	100.4%	7.9	100.3%	2,311	100.5%	
備 中	倉敷市				100.0%					100.0%		100.0%				100.0%
	笠岡市				100.0%		-0.1		-0.1	99.5%			-0.1	99.5%	-20	99.5%
	井原市				100.0%		0.2		0.2	100.3%			0.2	100.3%	47	100.3%
	総社市				100.0%					100.0%		100.0%		100.0%		100.0%
	高梁市	-1		-1	99.3%	-9	-9.1	1.1	-8.0	99.2%	-4.1	98.9%	-3.9	99.4%	-1,463	99.1%
	新見市				100.0%	1	3.4		3.4	100.4%	-0.4	99.8%	3.8	100.6%	489	100.4%
	浅口市				100.0%	-1				100.0%				100.0%		100.0%
	矢掛町				100.0%					100.0%		100.0%		100.0%		100.0%
小計(8)	-1		-1	99.7%	-9	-5.5	1.1	-4.5	99.8%	-4.5	99.3%	0.1	100.0%	-947	99.7%	
美 作	津山市				100.0%	18	1.6		1.6	100.1%	0.0	100.0%	1.6	100.1%	2,246	101.0%
	真庭市				100.0%		2.2		2.2	100.1%	0.6	100.1%	1.6	100.2%	245	100.1%
	美作市				100.0%	-5	3.4	0.8	4.3	100.5%	2.1	100.7%	2.1	100.4%	415	100.4%
	新庄村				100.0%	2				100.0%				100.0%		100.0%
	鏡野町				100.0%	-6	1.2		1.2	100.2%	0.0	100.0%	1.2	100.2%	136	100.2%
	勝央町				100.0%					100.0%				100.0%		100.0%
	奈義町				100.0%		6.3		6.3	101.0%			6.3	101.0%	858	101.3%
	西粟倉村				100.0%					100.0%				100.0%		100.0%
	久米南町				100.0%		0.5		0.5	100.1%	0.2	100.3%	0.2	100.0%	33	100.0%
	美咲町				100.0%	6	1.3		1.3	100.1%	-1.5	95.7%	2.9	100.3%	-318	99.8%
小計(10)				100.0%	15	16.5	0.8	17.3	100.2%	1.3	100.1%	16.0	100.3%	3,616	100.4%	
県計(25)	-2		-2	99.9%	-12	20.2	3.1	23.3	100.2%	-0.7	100.0%	24.0	100.3%	4,980	100.3%	

注)集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

令和元年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和2年5月

岡山県農林水産部

目次

	Page
1 協定の概要 -----	1
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 協定締結数	
(3) 交付金交付面積	
(4) 交付金額	
(5) 協定参加者等	
(6) 協定の平均的な姿	
(7) 集落協定の規模別協定数	
2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額 -----	5
3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等 -----	6
4 市町村別協定取組内訳 -----	7
5 集落協定における農業生産活動等の実施状況-----	8
(1) 集落マスタープランの内容	
(2) 耕作放棄の防止等の活動	
(3) 水路・農道等の管理活動	
(4) 多面的機能を増進する活動	
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況---	11
(1) 農用地等保全マップに関する事項	
(2) 選択的必須要件(A、B又はC要件)に関する事項	
7 加算措置の取組状況 -----	13
8 集落協定における交付金の使用方法等 -----	13
(1) 交付金の配分状況	
(2) 共同取組活動への使用状況	
(3) 共同取組活動のための積立状況	
〔参考〕	
中山間地域等直接支払制度(平成27～31年度)のあらまし-----	15
中山間地域等直接支払制度対象地域図	
協定の取組活動事例 -----	20

令和元年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

※（ ）は30年度との対比

- 協定締結市町村：25市町村（増減なし）
- 協定締結数：1,347協定（2協定減、0.1%減）
- 交付金交付面積：12,195ha（23ha増、0.2%増）
- 交付金額：1,827百万円（5百万円増、0.3%増）
- 集落協定の参加農業者：20,589人（12人減）

1 協定の概要

(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が展開されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画策定済 (25)	協定締結有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)			早島町、里庄町

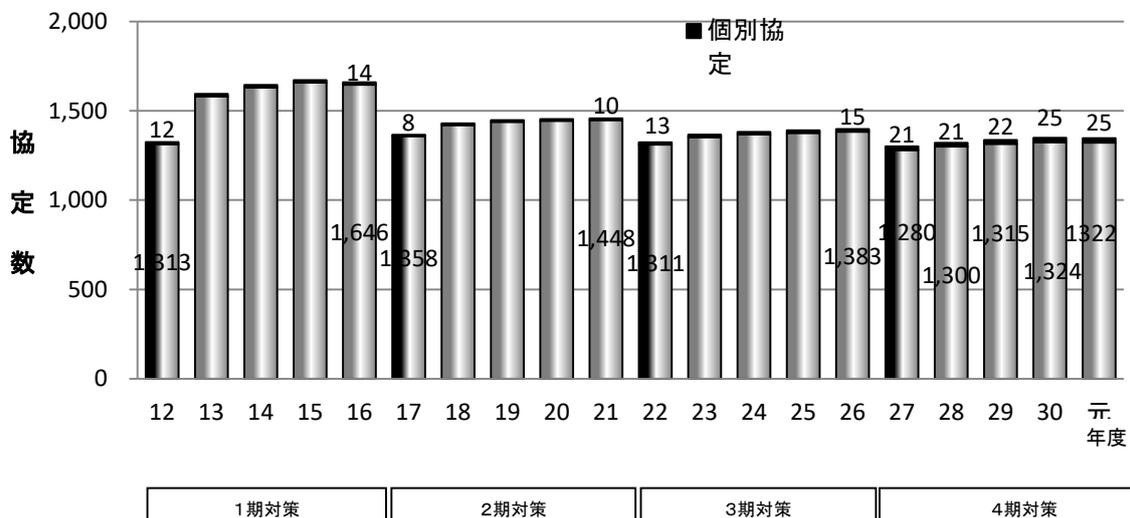
注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域（全域又は一部）を有する市町村

(2) 協定締結数

協定締結数は、平成30年度に比べて2協定、0.1%減少し、1,347協定となった。市町村別で、集落協定等の締結数が最も多いのは、吉備中央町の195協定で、次いで真庭市の180協定、高梁市と津山市の137協定の順となっている。

集落協定数は、岡山市、高梁市で2協定の廃止のため2協定の減となった。

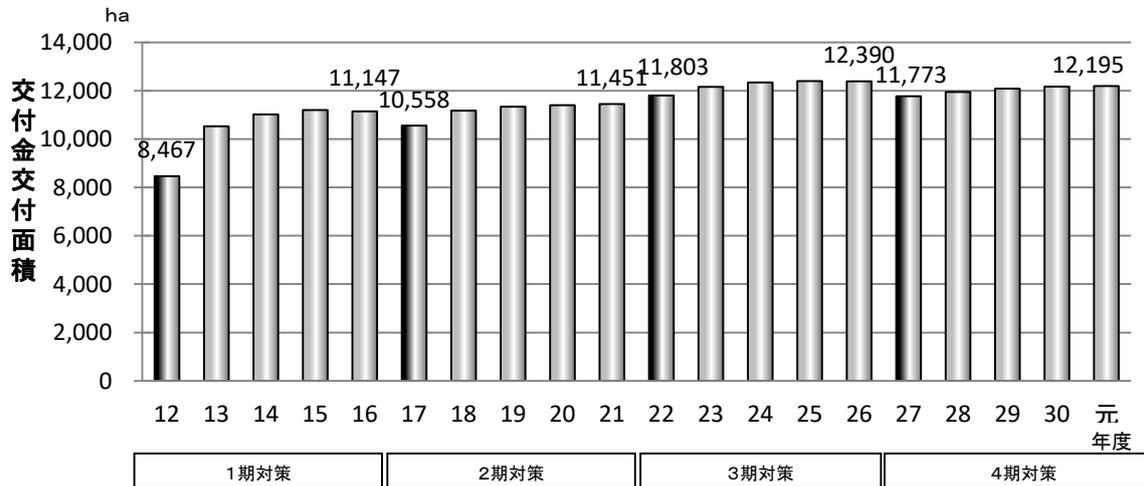
個別協定については、増減がなかった。



(3) 交付金交付面積

交付金交付面積は前年度と比べ23ha、0.2%増加し、12,195haとなった。交付面積が最も多いのは吉備中央町の1,777haで、次いで真庭市1,601ha、津山市1,406haとなっている。

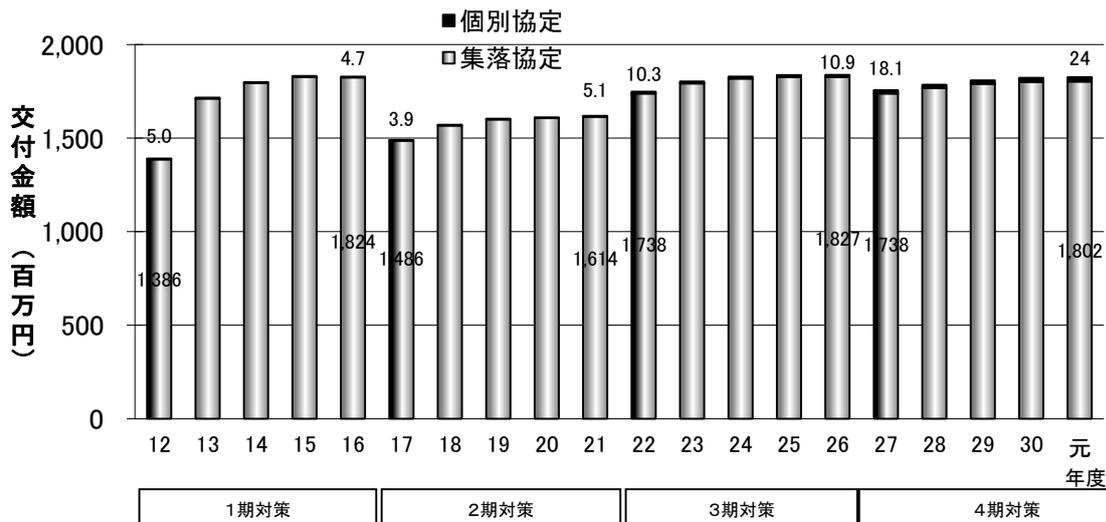
市町村別では、吉備中央町（8.2ha増）など13市町村が増加した。反面、協定の廃止等により高梁市等3市が減少した。



(4) 交付金額

交付金額は、前年度と比べ4,980千円、0.3%増加し1,826,796千円となった。交付金額が最も多いのは吉備中央町の284,280千円で、次いで津山市、真庭市、高梁市の順となっている。

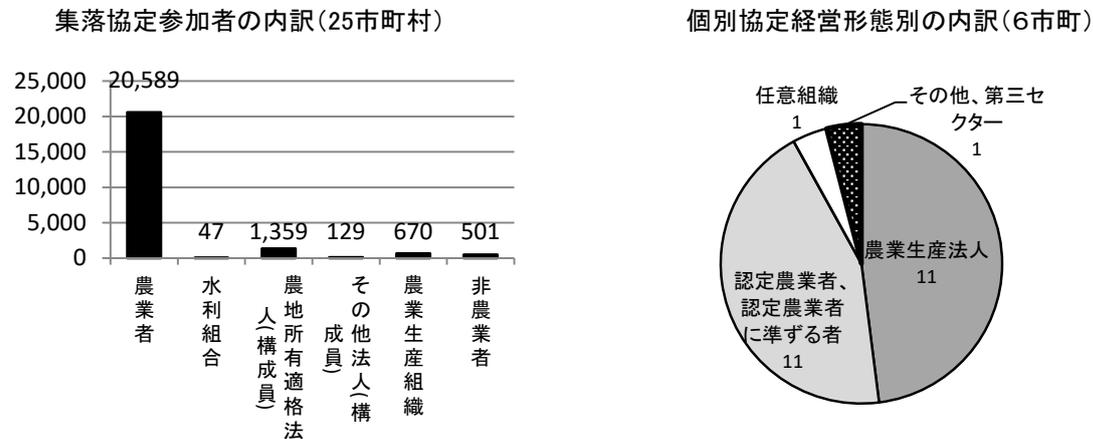
また、市町村別の前年度からの増減は、津山市（2,246千円増）など13市町で増加した。



(5) 協定参加者等

集落協定参加は延べ23,295人で、その内訳としては農業者が最も多く20,589人で、前年度から12人減少した。

個別協定の経営形態は、農作業受託等を行う農業生産法人が11協定と認定農業者が11協定と多い。



(6) 協定の平均的な姿

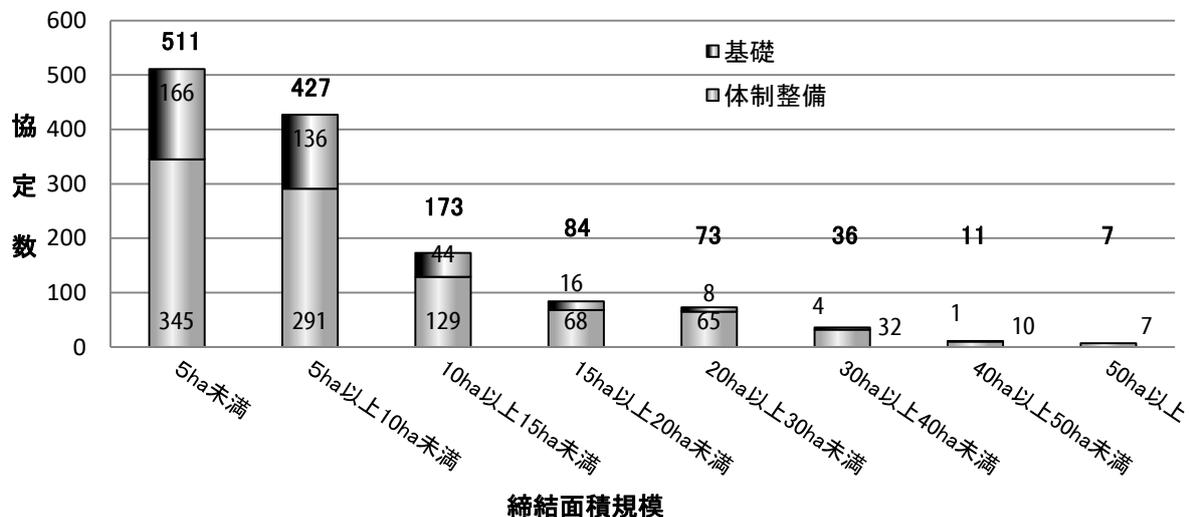
区分	協定平均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集落協定	15.6	9.1	1,364	58	88
基礎単価	13.0	7.1	853	54	65
体制整備単価	16.6	9.9	1,566	60	94
個別協定		6.2	963		
全協定平均	15.4	9.1	1,356	59	88

注) 交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計である。

(7) 集落協定の規模別協定数

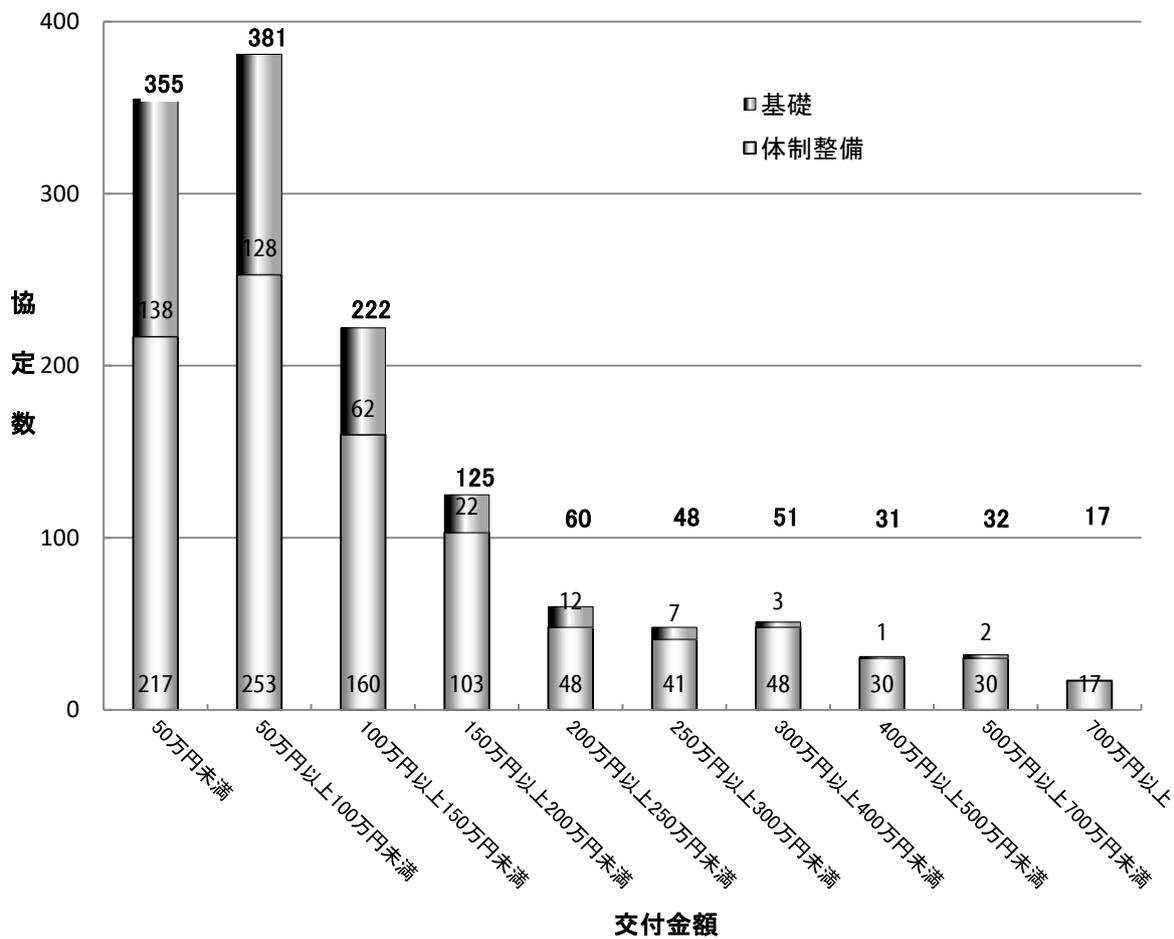
ア 集落協定締結面積規模別

集落協定の締結面積規模別の協定数は、1,322協定のうち、5ha未満が511協定と約4割を占め、面積規模の階層が大きくなるにつれて協定数は減少している。



イ 交付金額別

交付金額別の集落協定数は、1,322協定のうち、50万円以上100万円未満が381協定(28.8%)と最も多く、次いで50万円未満が355協定(26.9%)となっている。100万円以上の協定では交付金額の階層が高くなるにつれて、その数は減少する傾向にある。



2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

() は前年度

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,676 (11,661)	15,364 (15,353)	1,796,002 (1,791,380)
8 法内	急傾斜地	6,574 (6,569)	8,563 (8,559)	1,354,189 (1,351,776)
	小区画・ 不整形	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	緩傾斜地	4,651 (4,641)	5,673 (5,665)	358,430 (356,532)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		452 (450)	1,128 (1,128)	83,383 (83,071)
畑 ②		492 (485)	834 (830)	30,069 (29,695)
8 法内	急傾斜地	154 (152)	219 (218)	17,258 (17,110)
	緩傾斜地	322 (316)	517 (514)	11,042 (10,817)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		17 (17)	98 (98)	1,769 (1,769)
草地 ③		21 (21)	91 (91)	677 (677)
8 法内	急傾斜地	1 (1)	1 (1)	135 (135)
	緩傾斜地	19 (19)	89 (89)	543 (543)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
採草放牧地 ④		5 (5)	33 (33)	48 (48)
8 法内	急傾斜地	5 (5)	5 (5)	46 (46)
	緩傾斜地	1 (1)	28 (28)	2 (2)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
計 ①+②+③+④		12,195 (12,171)	16,321 (16,307)	1,826,796 (1,821,801)

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積。

3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等

() は前年度
単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数			集落協定 参加 農業者数	交付面積					交付金額			
	集落 協定	個別 協定	計		集落協定	個別 協定	計	基礎		体制整備 単価面積	集落協定	個別協定	計
								単価面積	単価面積				
備 前	岡山市	50 (51)	1 (1)	51 (52)	781 (805)	319 (322)	11 (9)	330 (331)	81 (81)	248 (250)	45,304 (45,540)	2,264 (1,849)	47,568 (47,390)
	玉野市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	475 (475)	0 (0)	475 (475)
	備前市	14 (14)	0 (0)	14 (14)	241 (241)	93 (93)	0 (0)	93 (93)	27 (27)	65 (65)	14,954 (14,954)	0 (0)	14,954 (14,954)
	瀬戸内市	4 (4)	0 (0)	4 (4)	27 (27)	10 (9)	0 (0)	10 (9)	10 (9)	0 (0)	1,131 (1,123)	0 (0)	1,131 (1,123)
	赤磐市	44 (44)	0 (0)	44 (44)	807 (807)	527 (526)	0 (0)	527 (526)	210 (209)	317 (317)	90,192 (90,063)	0 (0)	90,192 (90,063)
	和気町	36 (36)	0 (0)	36 (36)	449 (443)	184 (181)	0 (0)	184 (181)	83 (82)	102 (100)	34,743 (34,220)	0 (0)	34,743 (34,220)
	吉備中央町	181 (181)	14 (14)	195 (195)	2,342 (2,342)	1,689 (1,680)	87 (88)	1,777 (1,768)	219 (218)	1,557 (1,550)	26,901 (267,842)	15,269 (14,965)	284,280 (282,806)
小計(7)	330 (331)	15 (15)	345 (346)	4,660 (4,678)	2,824 (2,815)	98 (97)	2,922 (2,912)	630 (627)	2,292 (2,284)	455,809 (454,217)	17,534 (16,814)	473,342 (471,031)	
備 中	倉敷市	4 (4)	0 (0)	4 (4)	39 (39)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	11 (11)	0 (0)	1,676 (1,676)	0 (0)	1,676 (1,676)
	笠岡市	6 (6)	0 (0)	6 (6)	101 (101)	19 (19)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	19 (19)	4,129 (4,149)	0 (0)	4,129 (4,149)
	井原市	12 (12)	0 (0)	12 (12)	193 (193)	77 (77)	0 (0)	77 (77)	0 (0)	77 (77)	14,049 (14,003)	0 (0)	14,049 (14,003)
	総社市	9 (9)	0 (0)	9 (9)	106 (106)	53 (53)	0 (0)	53 (53)	21 (21)	32 (32)	10,163 (10,163)	0 (0)	10,163 (10,163)
	高梁市	132 (133)	5 (5)	137 (138)	1,671 (1,680)	996 (1,005)	28 (27)	1,024 (1,032)	359 (363)	666 (670)	163,528 (165,143)	3,319 (3,167)	166,847 (168,310)
	新見市	116 (116)	1 (1)	117 (117)	1,361 (1,360)	912 (908)	2 (2)	914 (910)	232 (233)	681 (678)	118,711 (118,222)	433 (433)	119,144 (118,655)
	浅口市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	15 (16)	12 (12)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	12 (12)	1,405 (1,405)	0 (0)	1,405 (1,405)
矢掛町	16 (16)	0 (0)	16 (16)	239 (239)	83 (83)	0 (0)	83 (83)	59 (59)	24 (24)	13,396 (13,396)	0 (0)	13,396 (13,396)	
小計(8)	296 (297)	6 (6)	302 (303)	3,725 (3,734)	2,163 (2,169)	30 (29)	2,193 (2,198)	682 (686)	1,512 (1,512)	327,056 (328,156)	3,752 (3,600)	330,809 (331,756)	
美 作	津山市	135 (135)	2 (2)	137 (137)	2,386 (2,368)	1,399 (1,397)	7 (7)	1,406 (1,404)	155 (155)	1,251 (1,249)	219,814 (217,568)	1,055 (1,055)	220,869 (218,623)
	真庭市	180 (180)	0 (0)	180 (180)	3,106 (3,106)	1,601 (1,599)	0 (0)	1,601 (1,599)	743 (742)	859 (857)	186,592 (186,347)	0 (0)	186,592 (186,347)
	美作市	82 (82)	2 (2)	84 (84)	1,972 (1,977)	886 (883)	19 (18)	905 (901)	314 (312)	592 (589)	114,242 (113,905)	1,743 (1,659)	115,984 (115,563)
	新庄村	15 (15)	0 (0)	15 (15)	238 (236)	170 (170)	0 (0)	170 (170)	0 (0)	170 (170)	25,997 (25,997)	0 (0)	25,997 (25,997)
	鏡野町	105 (105)	0 (0)	105 (105)	988 (994)	573 (572)	0 (0)	573 (572)	26 (26)	547 (546)	88,384 (88,248)	0 (0)	88,384 (88,248)
	勝央町	11 (11)	0 (0)	11 (11)	145 (145)	54 (54)	0 (0)	54 (54)	0 (0)	54 (54)	11,245 (11,245)	0 (0)	11,245 (11,245)
	奈義町	19 (19)	0 (0)	19 (19)	754 (754)	615 (609)	0 (0)	615 (609)	0 (0)	615 (609)	67,778 (66,920)	0 (0)	67,778 (66,920)
	西粟倉村	20 (20)	0 (0)	20 (20)	248 (248)	113 (113)	0 (0)	113 (113)	0 (0)	113 (113)	16,154 (16,154)	0 (0)	16,154 (16,154)
	久米南町	36 (36)	0 (0)	36 (36)	846 (846)	696 (696)	0 (0)	696 (696)	71 (71)	625 (625)	128,396 (128,363)	0 (0)	128,396 (128,363)
	美咲町	93 (93)	0 (0)	93 (93)	1,521 (1,515)	945 (944)	0 (0)	945 (944)	34 (35)	911 (909)	161,246 (161,554)	0 (0)	161,246 (161,554)
小計(10)	696 (696)	4 (4)	700 (700)	12,204 (12,189)	7,053 (7,037)	26 (25)	7,079 (7,062)	1,342 (1,341)	5,737 (5,721)	1,019,848 (1,016,300)	2,798 (2,714)	1,022,645 (1,019,014)	
県計(25)	1,322 (1,324)	25 (25)	1,347 (1,349)	20,589 (20,601)	12,040 (12,020)	155 (152)	12,195 (12,171)	2,654 (2,655)	9,541 (9,517)	1,802,713 (1,798,673)	24,083 (23,128)	1,826,796 (1,821,801)	

注) 集落協定参加農業者数は延べ数である。
単位未満四捨五入のため計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別協定取組内訳

単位：件

促進計画 策定市町村	集 落 協 定							個 別 協 定					合 計 (集落協定と個別協定の計)							(参考) 15ha以上の集落協定 集落戦略作成	
	協定数							協定数					協定数								
	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち加算措置				うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち加算措置						
			集落 連携・機能 維持加算	集落 協定の広域 化支援	小規模・ 高齢化集 落支援	超急傾斜 農地保全 管理加算									集落 連携・機能 維持加算	小規模・ 高齢化集 落支援	超急傾斜 農地保全 管理加算	集落 連携・機能 維持加算	集落 協定の広域 化支援		
備 前	岡山市	50	15	35				1	1				51	15	36				4		
	玉野市	1		1									1		1						
	備前市	14	4	10	1	1							14	4	10	1	1		1		
	瀬戸内市	4	4										4	4							
	赤磐市	44	21	23									44	21	23				15	14	
	和気町	36	16	20			1						36	16	20			1			
	吉備中央町	181	34	147	2	2	10	14	14		4		195	34	161	2	2	14	33	5	
	小計(7)	330	94	236	3	3	11	15	15		4		345	94	251	3	3	15	53	19	
備 中	倉敷市	4	4										4	4							
	笠岡市	6		6			1						6		6			1			
	井原市	12		12			1						12		12			1	2		
	総社市	9	3	6									9	3	6						
	高梁市	132	59	73			9	5	1	4			137	60	77			9	14		
	新見市	116	38	78				1		1			117	38	79				13	1	
	浅口市	1		1									1		1						
	矢掛町	16	11	5									16	11	5						
	小計(8)	296	115	181			11	6	1	5			302	116	186			11	29	1	
美 作	津山市	135	19	116	1	1	6	2		2			137	19	118	1	1	6	27	1	
	真庭市	180	90	90	1	1	3						180	90	90	1	1	3	22	5	
	美作市	82	39	43				2		2			84	39	45				18	3	
	新庄村	15		15									15		15				2	2	
	鏡野町	105	4	101	1	1	1						105	4	101	1	1	1	5		
	勝央町	11		11									11		11				1		
	奈義町	19		19									19		19				17	9	
	西粟倉村	20		20									20		20						
	久米南町	36	6	30			8						36	6	30			8	20	36	
	美咲町	93	8	85	1	1	5						93	8	85	1	1	5	17	1	
	小計(10)	696	166	530	4	4	23	4		4			700	166	534	4	4	23	129	57	
県計(25)	1,322	375	947	7	7	45	25	1	24			4	1,347	376	971	7	7	49	211	77	

5 集落協定における農業生産活動等の実施状況（基礎単価が交付される活動）

(1) 集落マスタープランの内容

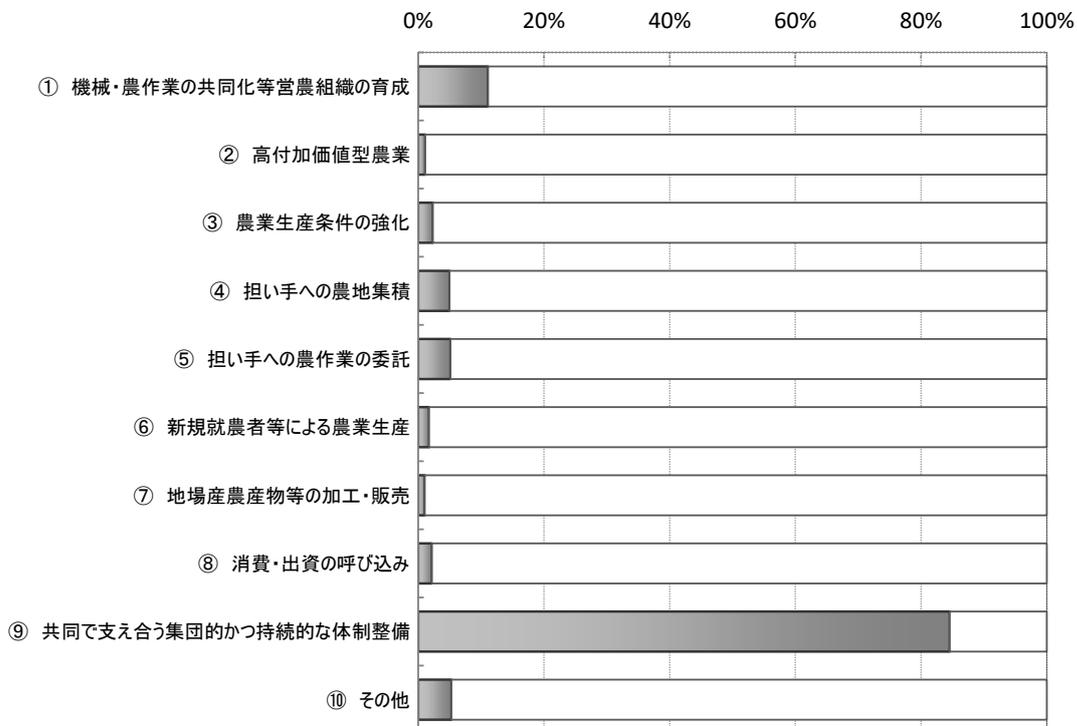
将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が1,118協定(84.6%)と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が147協定(11.1%)となっている。

「その他」の活動項目は、農地の効率的利用、鳥獣被害防止対策等である。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	147 (149)	11.1% (11.3%)
② 高付加価値型農業	15 (15)	1.1% (1.1%)
③ 農業生産条件の強化	31 (32)	2.3% (2.4%)
④ 担い手への農地集積	66 (70)	5.0% (5.3%)
⑤ 担い手への農作業の委託	68 (68)	5.1% (5.1%)
⑥ 新規就農者等による農業生産	23 (23)	1.7% (1.7%)
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	14 (14)	1.1% (1.1%)
⑧ 消費・出資の呼び込み	29 (30)	2.2% (2.3%)
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	1,118 (1119)	84.6% (84.5%)
⑩ その他	70 (70)	5.3% (5.3%)

表中の()は30年度。全集落協定は1,322協定

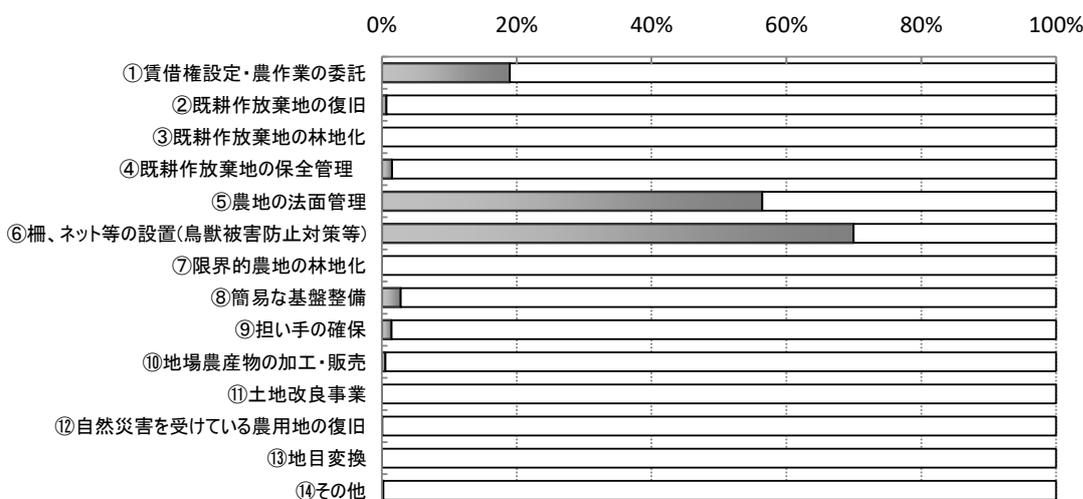


(2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）を実施した協定が925(70%)と最も多く、次いで、農地の法面管理746協定(56.4%)、賃借権設定・農作業の委託251協定(19.0%)の順となっている。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	251 (252)	19.0% (19.0%)
②既耕作放棄地の復旧	9 (7)	0.7% (0.5%)
③既耕作放棄地の林地化	0 (0)	0.0% (0.0%)
④既耕作放棄地の保全管理	20 (20)	1.5% (1.5%)
⑤農地の法面管理	746 (748)	56.4% (56.5%)
⑥柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	925 (925)	70.0% (69.9%)
⑦限界的農地の林地化	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑧簡易な基盤整備	37 (37)	2.8% (2.8%)
⑨担い手の確保	19 (19)	1.4% (1.4%)
⑩地場農産物の加工・販売	7 (7)	0.5% (0.5%)
⑪土地改良事業	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑫自然災害を受けている農用地の復旧	1 (1)	0.1% (0.1%)
⑬地目変換	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑭その他	3 (3)	0.2% (0.2%)

表中の()は30年度。全集落協定は1,322協定

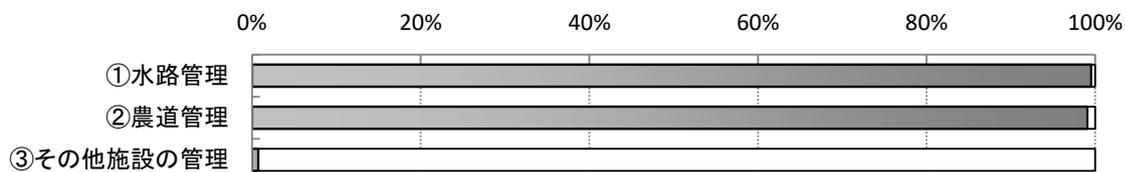


(3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	1,316 (1,318)	99.5% (99.5%)
②農道管理	1,310 (1,312)	99.1% (99.1%)
③その他施設の管理	10 (10)	0.8% (0.8%)

表中の()は30年度。全集落協定は1,322協定

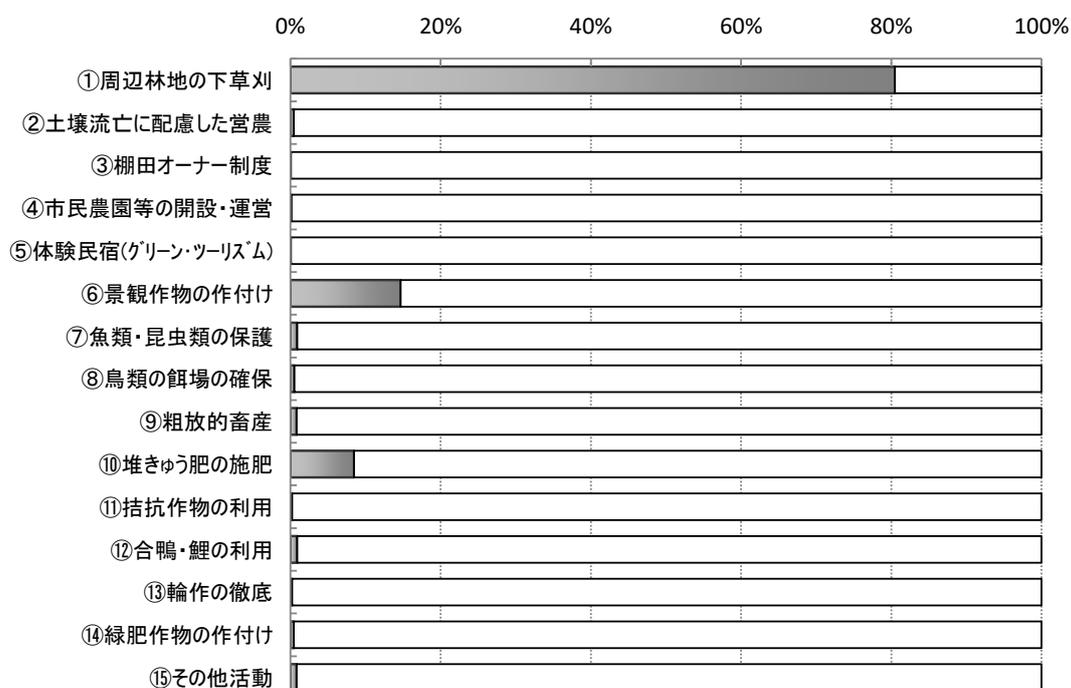


(4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,064協定(80.5%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け194協定(14.7%)、堆きゅう肥の施肥112協定(8.5%)の順になっている。

活動項目		協定数		全協定に占める割合	
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,064	(1,066)	80.5%	(80.5%)
	②土壌流亡に配慮した営農	6	(6)	0.5%	(0.5%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	1	(1)	0.1%	(0.1%)
	④市民農園等の開設・運営	2	(2)	0.2%	(0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1	(1)	0.1%	(0.1%)
	⑥景観作物の作付け	194	(195)	14.7%	(14.7%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	12	(12)	0.9%	(0.9%)
	⑧鳥類の餌場の確保	7	(7)	0.5%	(0.5%)
	⑨粗放的畜産	11	(11)	0.8%	(0.8%)
	⑩堆きゅう肥の施肥	112	(112)	8.5%	(8.5%)
	⑪拮抗作物の利用	3	(3)	0.2%	(0.2%)
	⑫合鴨・鯉の利用	12	(12)	0.9%	(0.9%)
	⑬輪作の徹底	3	(3)	0.2%	(0.2%)
	⑭緑肥作物の作付け	6	(6)	0.5%	(0.5%)
	⑮その他活動	11	(11)	0.8%	(0.8%)

表中の()は30年度で全集落協定は1,322協定



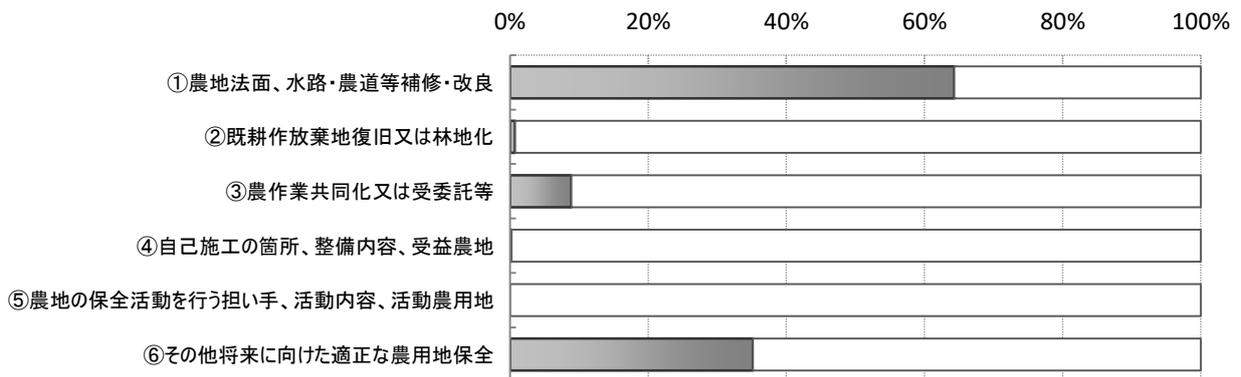
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 農用地等保全マップに関する事項

体制整備単価が交付される活動に取り組んだ947集落協定中、農地法面、水路・農道等補修・改良に取り組んだ協定が609(64.3%)と最も多く、次いで、その他将来に向けた適正な農用地保全333協定(35.2%)、農作業共同化又は受委託等84協定(8.9%)などの順になっている。なお、その他将来に向けた適正な農用地保全では、鳥獣害防止対策、機械・施設の維持管理等に取り組んだ。

作成内容	協定数		全体制整備単価協定に占める割合	
①農地法面、水路・農道等補修・改良	609	(608)	64.3%	(64.1%)
②既耕作放棄地復旧又は林地化	7	(7)	0.7%	(0.7%)
③農作業共同化又は受委託等	84	(87)	8.9%	(9.2%)
④自己施工の箇所、整備内容、受益農地	2	(2)	0.2%	(0.2%)
⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	0	(0)	0.0%	(0.0%)
⑥その他将来に向けた適正な農用地保全	333	(329)	35.2%	(35.2%)

表中の()は30年度。体制整備単価取組集落協定は947協定



(2) 選択的必須要件（A、B又はC要件）に関する事項

ア) 要件の取組状況

ほとんどの協定がC要件のみ（923協定(97.5%））に取り組んでいる。なお、C要件と他要件を併用している協定は16協定(1.7%)となっている。

A要件のみ	B要件のみ	C要件のみ	A要件+B要件	A要件+C要件	B要件+C要件	A要件+B要件+C要件
4	4	923	0	6	9	1
0.4%	0.4%	97.5%	0.0%	0.6%	1.0%	0.1%

イ) 体制整備単価の取組内訳

C要件の集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が941協定(99.4%)、次いでB要件の地場農産物等の加工・販売が10協定(1.1%)となっている。

要件	活動項目	協定数	全体制整備単価協定に占める割合	備考(実績)
A ①(イ選択要件は21つ以上)	①(7)機械・農作業の共同化(10%増加目標)	7 (8)	0.7% (0.8%)	22ha
	①(4)機械・農作業の共同化(30%増加目標)	2 (1)	0.2% (0.1%)	16ha
	②高付加価値型農業の実践	1 (1)	0.1% (0.1%)	0.8ha
	③農業生産条件の強化	0 (0)	0.0% (0.0%)	
	④担い手への農地集積	3 (3)	0.3% (0.3%)	5ha
	⑤(7)担い手への農作業の委託(10%増加目標)	1 (1)	0.1% (0.1%)	
	⑤(4)担い手への農作業の委託(30%増加目標)	0 (0)	0.0% (0.0%)	
B	①(7)新規就農者等の確保(新規就農者)	4 (4)	0.4% (0.4%)	6人
	①(4)新規就農者等の確保(認定農業者等)	0 (0)	0.0% (0.0%)	
	②地場農産物等の加工・販売	10 (10)	1.1% (1.1%)	10協定
	③消費・出資の呼び込み	0 (0)	0.0% (0.0%)	
C	集団的かつ持続可能な体制整備	941 (942)	99.4% (99.3%)	全取組協定で有効に機能

表中の()は30年度。体制整備単価取組集落協定は947協定



7 加算措置の取組状況（より積極的な取組に対する加算）

(1) 加算措置の取組協定数

加算措置に延べ56協定が取り組み、このうち、超急傾斜農地保全管理加算が49協定（3.6%）と最も多い。

集落連携・機能維持加算		集落協定の 広域化支援	小規模・高齢化 集落支援加算	超急傾斜農地 保全管理加算	加算取組 協定数計
7	(7)	7	0	49	56
0.5%	(0.5%)	0.5%	0.0%	3.6%	4.2%

表中の()は30年度。全協定は1,347協定

(2) 加算措置の取組内容

集落協定の広域化支援は、7集落が連携し面積にして167.4haで取り組まれた。また、超急傾斜農地保全管理加算は49協定、516.0haで取り組まれた。

集落連携・機能維持加算		超急傾斜農地保全加算 実施面積 (ha)
集落協定の広域化支援 実績面積 (ha)	小規模・高齢化集落支援 実績面積 (ha)	
167.4	0.0	516.0
(167.3)	(0)	(509.6)

表中の()は30年度

8 集落協定における交付金の使用方法等

(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金を農業者と共同取組活動に配分した協定は1,157協定（87.5%）と最も多く、全額を農業者に配分している協定が142協定（10.7%）、全額を共同取組活動に配分している協定が23協定（1.7%）となっている。

集落協定への交付金額は1,802,712千円で、その内、農業者への配分額は1,169,810千円（64.9%）、共同取組活動への配分額は632,902千円（35.1%）となっている。

ア 協定数

全集落協定数	全額を 農業者へ	農業者と共同取 組活動へ	全額を共同取 組活動へ
1,322	142	1,157	23
(1,324)	(114)	(1,205)	(5)
協定に占める割合	10.7%	87.5%	1.7%
	(8.6%)	(91.0%)	(0.4%)

表中の()は30年度

イ 交付金額

(千円)

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
1,802,712	1,169,810	632,902
(1,798,673)	(1,126,932)	(671,740)
交付総額に占める割合	64.9%	35.1%
	(62.7%)	(37.3%)

表中の()は30年度

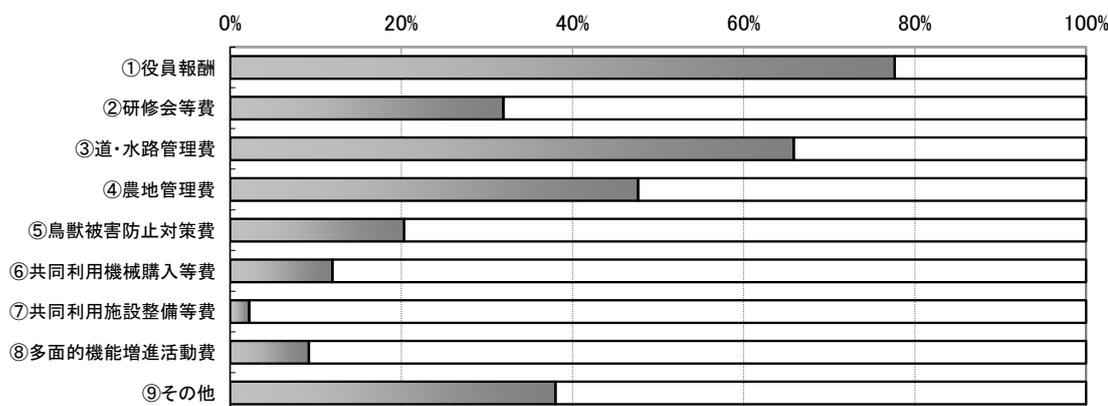
(2) 共同取組活動への使用状況

交付金の使途は、役員の報酬への使用が1,046協定(77.7%)と最も多く、次いで、道路・水路の維持管理に対する使用が887協定(65.9%)などの順になっている。

また、取組協定当たりの平均支出額は、共同利用機械購入等費が831千円と最も多く、次いで共同利用施設整備等費438千円、道・水路管理費298千円、の順になっている。

活動項目	協定数	全集落協定に占める割合	取組協定当たり平均支出額(千円)
①役員報酬	1,046 #####	77.7% (79.2%)	86 (82)
②研修会等費	430 (449)	31.9% (33.3%)	43 (53)
③道・水路管理費	887 (917)	65.9% (68.0%)	298 (267)
④農地管理費	642 (612)	47.7% (45.4%)	233 (214)
⑤鳥獣被害防止対策費	274 (301)	20.3% (22.3%)	172 (153)
⑥共同利用機械購入等費	161 (119)	12.0% (8.8%)	831 (347)
⑦共同利用施設整備等費	30 (22)	2.2% (1.6%)	438 (226)
⑧多面的機能増進活動費	124 (181)	9.2% (13.4%)	120 (152)
⑨その他	512 (474)	38.0% (35.1%)	99 (56)

表中の()は30年度で全集落協定は1347協定



(3) 共同取組活動のための積立状況

第4期対策の最終年度であるため、昨年度まで積み立てていた交付金により機械導入等されたため、継続して積み立てている協定は15協定のみ。この15協定は、必要な金額に届かなかったため、継続して第5期対策まで積み立てる。

道路・水路、農地整備のための積立が6協定(0.4%)と最も多く、次いで機械導入が5協定(0.4%)であった。

また、取組協定当たりの平均積立額は、施設が1,747千円と最も多く、次いで災害補修1352千円の順となっている。

積立等内訳	協定数	全集落協定に占める割合	取組協定当たり平均積立額(千円)
機械	5 (74)	0.4% (5.5%)	352 (721)
施設	2 (6)	0.1% (0.4%)	1747 (1441)
道路・水路、農地整備	6 (47)	0.4% (3.5%)	1288 (597)
災害	1 (16)	0.1% (1.2%)	1352 (290)
耕作継続	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)
イベント	0 (2)	0.0% (0.1%)	0 (119)
その他(災害に備えるための繰越等)	1 (23)	0.1% (1.7%)	350 (375)
積立等実施協定数(実数)	15 (203)	1.1% (15.0%)	979 (534)

表中の()は30年度で全集落協定は1347協定
積立等内訳には重複があるため、積立等実施協定計(実協定数)とは合致しない

中山間地域等直接支払制度(第4期対策:平成27~31年度)のあらまし

中山間地域の農業は、農地を耕作することで国土の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など、大切な役割を果たしています。

しかし、中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えています。

この制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

1 対象となる地域 ☆対象地域は、市町村によって異なります。

- (1) 法律(特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法)で指定された地域
- (2) 地域の実態に応じて知事が別に定める基準に該当する地域

2 対象となる農地

対象となる地域内で、次のいずれかに該当する1ヘクタール以上のまとまりのある農用地(農振農用地区域内)が対象です。

(1) 急傾斜農用地

傾斜が水田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上

(2) 小区画・不整形な田

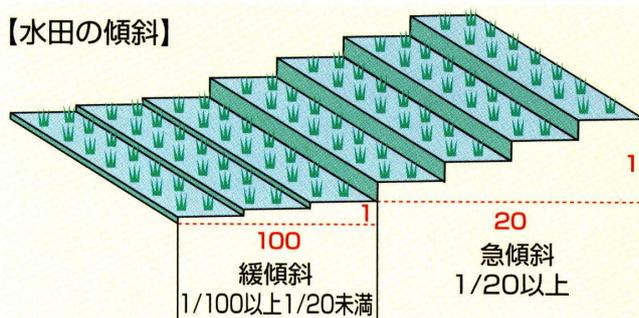
大多数が30a未満で、平均が20a以下

(3) 市町村長の判断により対象となる農用地

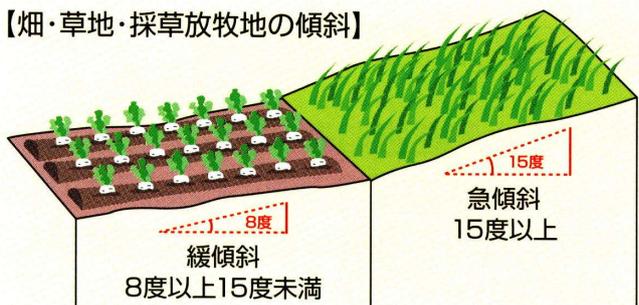
- ・ 緩傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

農地のイメージ図

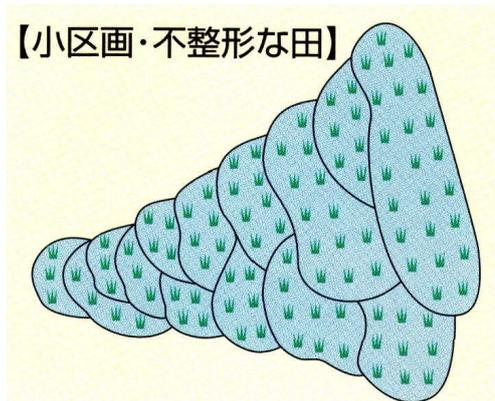
【水田の傾斜】



【畑・草地・採草放牧地の傾斜】



【小区画・不整形な田】



☆緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農用地は、市町村により扱いが異なります。

3 主な交付単価 10a当たり

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価	☆草地、採草放牧地も対象となります。 ☆面積には、畦畔・法面も含まれます。 ☆「小区画・不整形な田」「高齢化率・耕作放棄率の高い農用地」の単価は、緩傾斜と同じです。
田	急傾斜(1/20以上)	16,800円	21,000円	
	緩傾斜(1/100~1/20)等	6,400円	8,000円	
畑	急傾斜(15度以上)	9,200円	11,500円	
	緩傾斜(8度~15度)等	2,800円	3,500円	

4 対象者

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象です。

- ・農業者
- ・生産組織
- ・第3セクター
- ・農地所有適格法人 等

5 実施期間

平成27~31年度

6 対象となる活動

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続される農業生産活動等

◎基礎単価が交付される活動

区 分		具体的に取る行為	
必須事項	農業生産活動等 (右の全ての項目を実施)	集落マスタープランの作成	集落の目指すべき将来像とその実現に向けた活動方策及び目標等の計画策定
		耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動 (右の項目の中から1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

◎体制整備単価が交付される活動（基礎単価が交付される活動に加えて実施）

要件	活動項目	活動内容	活動の水準	備考
必須要件	農用地等保全活動の実践	協定対象区域図に次の活動項目を記載する。 ①農地法面、水路、農道等の補修・改良の範囲又は位置 ②既耕作放棄地の復旧又は林地化の実施範囲 ③農作業の共同化や受委託等が必要な範囲 ④自己施工の箇所、整備内容及び受益する農地の範囲及び面積 ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積 ⑥その他協定農用地の保全に必要な事項の範囲	図面の作成と実践	
選択的必須要件 (ABC要件から1つ以上選択)	A要件：①～⑤の中から2つ以上を選択。 ※但し、「①機械・農作業の共同化」のイ又は、「⑤担い手への農作業の委託」のイを選択する場合は1つ以上を選択 ※人・農地プランが策定されている場合は、その内容と整合を図ること。			
	①機械・農作業の共同化	ア 基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械又は施設が共同利用される農地面積の増加	協定農用地の10%又は0.5haの多い方の増加	※
		イ 基幹的農作業のうち、田：3種類以上、畑：2種類以上等に係る農業機械または施設の共同利用の受益面積増加（※協定農用地以外の農地を含める場合、協定農用地割合が1/3以上必要）	協定農用地の30%又は3haの多い方の増加	※
	②高付加価値型農業の実践	新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業を実施する協定農用地面積の増加	協定農用地の5%又は1haの少ない方の増加	
	③農業生産条件の強化	集落協定の参加者による共同作業でのほ場や水路・農道等の生産条件を向上させるための改良（自己施工）	受益面積が協定農地の5%又は0.5haの多い方の増加	
	④担い手への農地集積	協定農用地において、認定農業者等の担い手と集落協定参加農業者との間に利用権設定等がなされる農地面積の増加	協定農用地の5%以上の増加	
	⑤担い手への農作業の委託	ア 認定農業者等担い手と集落協定の参加農業者との間で基幹的農作業のうち1種類以上に係る作業受委託の契約面積の増加	協定農用地の10%又は0.5haの多い方の増加	※
		イ 認定農業者等担い手と集落協定の参加農業者との間に、利用権設定または基幹的農作業のうち、田：3種類以上、畑：2種類以上等5ヶ年以上の作業受委託契約がなされる農地面積の増加（※協定農用地以外の農地を含める場合、協定農用地割合が1/2以上必要）	協定農用地の20%又は2haの多い方の増加	※
	B要件：集落協定に新規参加者(女性、若者、NPO法人等)の1名以上の参加を得るとともに、①～③の中から1つ以上を選択し、新規参加者がその活動の主体となること。			
	①新規就農者等の確保	ア 集落協定に新規就農者（新規学卒就農、離職転入者及び新規参入者であって、新たに経営を開始した者）の参加	1名以上の参加	
※ア又はイを選択		イ 生産組織等のオペレーターの新規雇用、集落協定に参加する農業者において、新たに認定農業者及びこれに準ずる者として市町村が認定した者を確保	1名以上の確保	
②地場農産物等の加工・販売	地場農産物等の加工が可能な施設(農家レストランを含む)があり、当該施設において加工された加工品等の販売に取り組む	取組の実施		
③消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園の実施、NPO法人、企業等の耕作	協定農用地の5%又は0.5ha以上の多い方で実施		
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	高齢者でも安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落で取り決める	取り決めに協定書に位置付け	

※印は、協定の認定時に一定の実績がある場合、別途の活動水準が定められている。

◎加算単価が交付される活動(体制整備単価の要件を満たしている協定に適用される)

加算の種類	加算の要件	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
集落連携・機能維持加算	ア 集落協定の広域化支援 集落協定が、他の集落内の対象農用地を含めて概ね50戸以上の規模の協定を締結し、協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、一定の基準を満たす取組を行う。	協定農用地の全てに加算	対象地目全てについて3,000円 ※1協定当たり200万円が限度	小規模・高齢化集落支援との重複は不可
	イ 小規模・高齢化集落支援 集落協定又は個別協定が、近隣の小規模・高齢化集落の農用地を協定農用地として取り込む。	協定に取り込まれた小規模・高齢化集落の農地面積に加算	田：4,500円 畑：1,800円	集落協定の広域化支援との重複
超急傾斜農地保全管理加算※	協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地の保全と当該農用地で生産される農作物の販売促進を行う。	傾斜基準を満たす田又は畑の面積に加算	田：6,000円 畑：6,000円	
地域営農体制緊急支援試行加算【H31年度限定】	ア 人材活用体制整備事業 新たな人材の確保・活用を進めるための体制整備や環境整備を行う。	協定農用地の全てに加算	対象地目全てについて3,000円 ※1協定当たり200万円が限度	
	イ 集落機能強化型 集落で地域運営組織等を設立し、集落機能を強化する取組を行う。			
	ウ スマート農業推進型 省力化技術を導入し、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を行う。		対象地目全てについて6,000円 ※1協定当たり400万円が限度	

※超急傾斜農地保全管理加算はH29年度から基礎単価の協定も取り組めるよう要件が緩和

7 返還の免責要件

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合や農地を転用した場合は、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還する必要がありますが、次の免責事由に該当する場合には、返還が免除又は要件が緩和されます。

免責事由 ※一部抜粋		返還の範囲	金額	措置される次期
協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合				
①②③以外		全協定農用地	全額	認定年度以降返還
①	農業者の死亡、病気、その家族の病気等 土地収用法に基づき収用もしくは使用を受けた場合 農業用施設用地とした場合等	-	免除	当該農用地について 当該年度以降交付停止
②	新規就農者又は後継者の住宅に供する場合 林業又は水産業用施設用地とした場合	当該農用地	全額	認定年度以降返還
③	15ha以上又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が集落戦略を作成した場合	当該農用地	全額	認定年度以降返還

集落協定の取組活動事例

(別紙)

○集落ぐるみで効率的な環境整備

みやうら

宮浦 集落協定(岡山市南区)

協定面積：4.0ha 交付金額：66万円

構成員の高齢化により共同活動が困難になったことから、平成29年から集落内に住む非農家の方に協力を依頼し、構成員として追加した。このことにより、協定の取組体制が強化され、ため池堤体法面などの草刈りや水路の補修及び鳥獣害対策等を効果的に行っている。また、中山間地域等直接支払交付金を積立てて大型草刈り機を導入したことにより広範囲の草刈り作業の負担を軽減することができるようになった。

【主な取組実績】

- 水路農道などの維持管理
- 鳥獣害対策としての防護柵・ネットの設置・管理



ため池堤体法面の草刈り



重機を使用した水路補修



大型草刈り機による草刈り

○広域化による活動体制の強化

さんがいち・しもわただ

三ヶ市・下和忠集落協定(新見市)

協定面積：6.8ha 交付金額：94万円

活動体制の維持、強化を目的に2協定を合併し、2集落合同で活動を行っている。

将来にわたって地域農地を維持するため、2名の認定農業者が中心となり、地域の若手も交えて水路・農道の管理のほか、法面の点検・草刈り、鳥獣対策電柵の設置を共同で作業する体制を整えている。

また、協定農用地全域での計3回の防除作業も共同で行うなど、農業生産活動の共同化も進めている。

【主な取組実績】

- 集落農地の共同防除作業 6.8ha
- 鳥獣害対策のための集落農地への電柵設置
- 水路掃除・周辺林地の草刈り



周辺林地の下草刈り



水路掃除



共同防除作業



鳥獣対策の電柵設置

○農業機械の共同利用による効率的な農業生産活動

こうじろ

神代集落協定(津山市)

協定面積：35ha 交付金額：714万円

神代地区では、農事組合法人と個人農家が連携し、大型機械による農作業の共同化に取り組んでいる。農業者の減少、高齢化に対応するため、令和元年度の地域営農体制緊急支援試行加算(スマート農業推進型)により、防除用のドローンを導入し、集落内の共同防除を行った。

また、ドローンの導入に当たり、ドローンパイロットスクールを事前に受講させる等人材育成にも熱心に取り組んでいる。

【主な取組実績】

- ドローン活用による共同防除面積の拡大 10ha→21ha
- 1haあたりの防除作業延べ時間の短縮 360分→30分



従来の防除



ドローン防除



ドローンでの防除

資料No. 2

令和2年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

令和元年度
環境保全型農業直接支払交付金の
実施状況

令和2年5月

岡山県農林水産部

環境保全型農業直接支払交付金

1 目的

環境に対する関心の高まりを背景に、平成23年度から環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減など、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援し、環境保全型農業の面的拡大を図っている。

なお、平成27年度からは多面的機能発揮促進法が施行され、日本型直接支払制度の1つとして実施されている。

2 事業内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を実施する。

区分	対象活動（主なもの）		交付単価
全国 共通	有機農業(化学肥料・化学合成農薬を使用しない農業)		8,000円/10a (そば等雑穀・飼料作物:3,000円/10a)
	5割低減	カバークロップ	8,000円/10a
		ヒエの種子使用	7,000円/10a
地域 特認	化学肥料・化学合成農薬を 原則5割以上 低減	堆肥の施用	4,400円/10a
		リビングマルチ	8,000円/10a
		小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子使用	3,000円/10a
		草生栽培	5,000円/10a
		夏期水田内ビオトープ設置	4,000円/10a
		作溝作業しない場合	3,000円/10a



カバークロップ



アイガモ有機農業

3 令和元年度事業実績（見込）

区分	有機農業	カバークロップ	堆肥の施用	計
取組面積 対前年比	107.7ha 96.8%	107.4ha 108.9%	17.6ha 115.0%	232.7ha 103.4%
前年度面積	111.3ha	98.6ha	15.3ha	225.1ha
市町村数	16	13	3	20
交付金総額	8,587千円	8,592千円	773千円	17,952千円 (うち県費 4,488千円)

※ 平成30年度からGAPの実施が要件となった。

※ 負担区分 国1/2 (H28、29は減額調整あり), 県1/4, 市町村1/4

(備考)

日本型直接支払制度

多面的機能発揮促進法（施行：H27.4.1～）に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、国・県・市町村・農業者団体は、各々指針・方針・計画を策定し、それらに即し事業を実施する。

多面的機能支払

中山間地域等直接支払

環境保全型農業直接支払

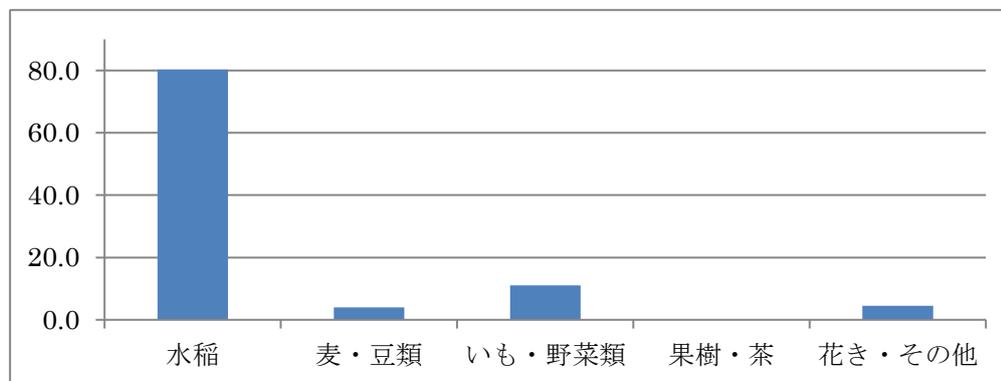
令和元年度環境保全型農業直接支払交付金取組内容（岡山県）

1 取組状況

- 取組市町村数 20市町村
- 交付件数 53件
- 取組面積 232.7ha
- 交付金額 17,952千円（千円未満切り上げ）
- 取組主体 有機農産物の生産集団、集落営農組織、地域の稲作研究会等

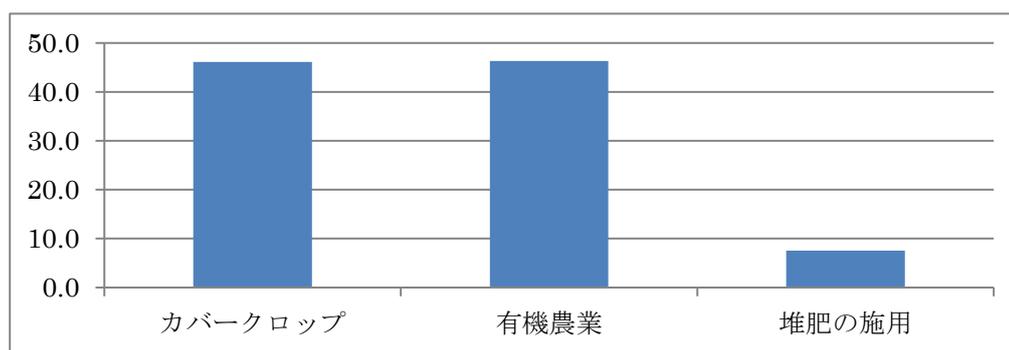
2 取組作物（見込）

取組面積：水稻 186.8ha(80.3%)、麦・豆類 9.3ha(4.0%)、いも・野菜類 25.7ha(11.0%)、果樹・茶 0.4ha(0.2%)、花き・その他(そば等)10.5ha(4.5%)
(%)



3 対象活動の状況

カバークロープ 107.4ha(46.2%)、有機農業 107.7ha(46.3%)、堆肥 17.6ha(7.5%)
(%)



4 取組状況の変遷

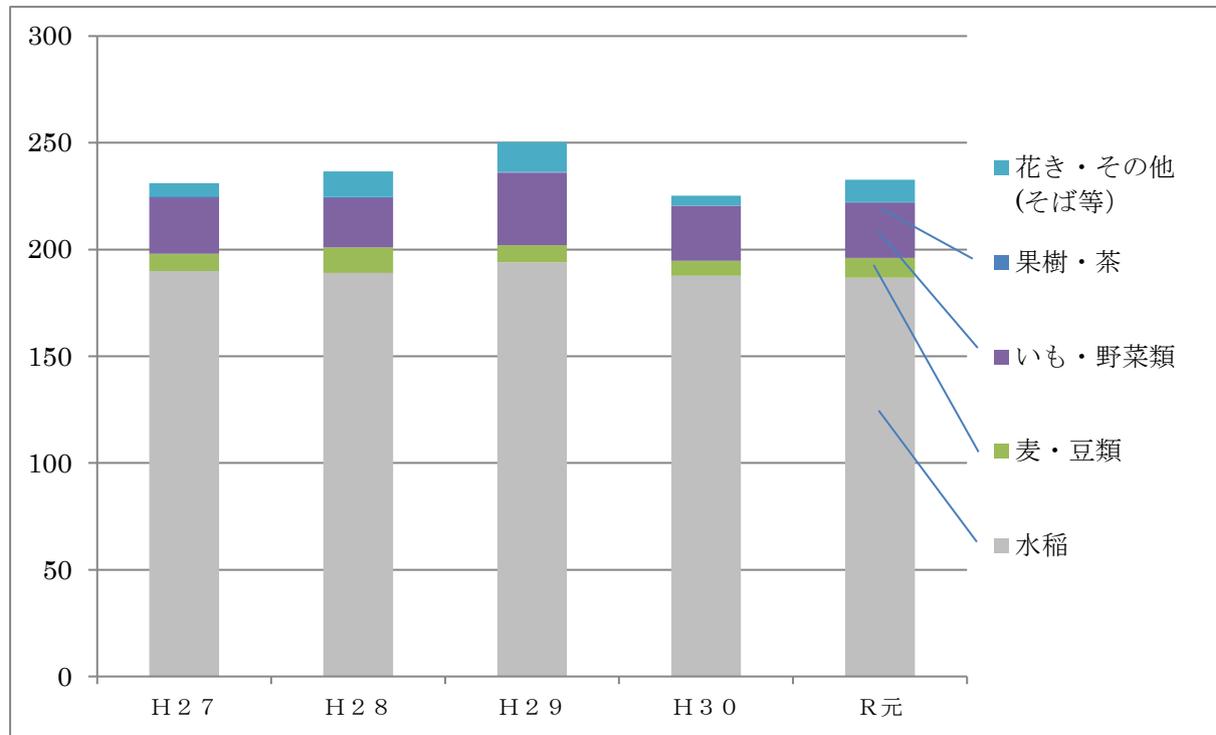
項目	H27	H28	H29	H30	R元
交付件数(件)	51	52	55	53	53
取組面積(ha)	225	236	250	225	233
交付金額(千円)	17,525	18,270	19,232	17,389	17,952

※取組面積は小数点以下四捨五入

取組面積の推移

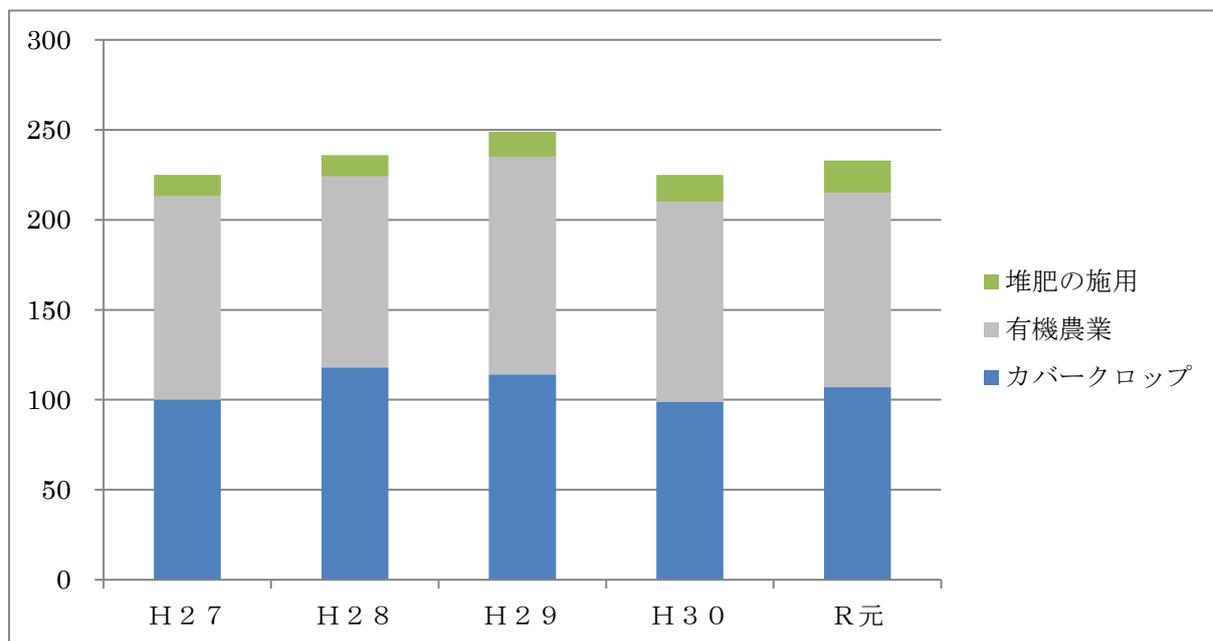
1 取組作物別

(ha)



2 対象活動の状況別

(ha)



環境保全型農業の推進状況



岡山市北区御津 おかやまオーガニック（4戸、151a）

- ・平成15年に結成し、米、野菜（ニンジン、ハクサイなど約60品目）を栽培
- ・販売はホテルグランヴィア岡山、地元レストランなど



高梁市川上町 上組営農実施組合（4戸、152a）

- ・昭和63年に有機農業を開始し、野菜（トマト、コマツナ、ホウレンソウ等）を栽培
- ・販売は市場への出荷と受注方式の2本立て



新庄村 メルヘンの里愛ガモ稲作の会（7戸、252.4a）

- ・平成8年に有機農業を開始し、水稻（コシヒカリ）を栽培
- ・販売は全国の消費者、道の駅など

令和元年度環境保全型農業直接支払交付金 県民局別の対象活動取組面積(H30年度比)

県民局	対象活動取組面積(a)						合計
	カバー クロープ	堆肥の 施用	有機 農業	リビング マルチ	草生 栽培	水田内 ビオト ープ	
備前 県民局 R元	1,168	712	5,198	0	0	0	7,078
H30	701	598	5,402	0	0	0	6,701
比較増減	467	114	△ 204	0	0	0	377
備中 県民局 R元	2,815	0	3,968	0	0	0	6,783
H30	2,788	0	3,978	0	0	0	6,766
比較増減	27	0	△ 10	0	0	0	17
美作 県民局 R元	6,757	1,044	1,608	0	0	0	9,409
H30	6,372	927	1,748	0	0	0	9,047
比較増減	385	117	△ 140	0	0	0	362
県計 R元	10,740	1,756	10,774	0	0	0	23,270
H30	9,861	1,525	11,128	0	0	0	22,514
比較増減	879	231	△ 354	0	0	0	756

令和元年度環境保全型農業直接支払交付金 市町村別取組一覧

県民局名	市町村名	合計	対象活動の実施面積(a)				対象作物の実施面積(a)					面積 カバー率 %(※)	交付金額 (円)
			カバークロー プの取組	堆肥の施用 の取組	有機農業 の取組	地域特認	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その 他		
備前	岡山市	3,795	602		3,193		3,463		332			0.27	3,036,000
	備前市	175			175				175			0.32	140,000
	瀬戸内市	1,920	305		1,615		920	156	516	23	305	0.81	1,536,000
	赤磐市	191			191		191					0.07	152,800
	和気町	285	261		24		261		24			0.28	228,000
	吉備中央町	712		712			712					0.26	313,280
	県民局計	7,078	1,168	712	5,198	0	5,547	156	1,047	23	305	0.30	5,406,080
備中	倉敷市	4,289	1,956		2,333		4,121	10	158			1.50	3,431,200
	井原市	196			196				196			0.09	156,800
	総社市	1,545	513		1,032		856	186	503			0.79	1,236,000
	高梁市	228			228		103		125			0.05	182,400
	新見市	65			65		65					0.01	52,000
	早島町	365	346		19		346		19			5.18	292,000
	矢掛町	95			95		19	53	23			0.10	76,000
	県民局計	6,783	2,815	0	3,968	0	5,510	249	1,024	0	0	0.37	5,426,400
美作	津山市	2,396	1,633	117	646		1,920	199	54	12	211	0.55	1,874,680
	真庭市	1,632	88	927	617		1,093	28	446		65	0.29	939,380
	新庄村	1,231	995		236		1,057	174				3.62	984,800
	鏡野町	776	776				776					0.44	620,800
	奈義町	1,856	1,856				1,856					2.51	1,484,800
	久米南町	474	365		109		404	70				0.36	379,200
	美咲町	1,044	1,044				519	54			471	0.54	835,200
	県民局計	9,409	6,757	1,044	1,608	0	7,625	525	500	12	747	0.59	7,118,860
合計		23,270	10,740	1,756	10,774	0	18,682	930	2,571	35	1,052	0.40	17,951,340

※飼料用稲は水稲ではなく、花き・その他に計上

※カバー率は、農振農用地面積に占める取組面積の割合(農振農用地面積は、H30.12.32現在。農村振興課調べ)

環境保全型農業直接支払交付金に係るGAP研修の実施結果概要

平成30度から、環境保全型農業直接支払交付金の交付要件として、国際水準GAPに取り組んでいくことが、新たに求められており、実施に先立ちGAPの理解を深めるための研修も必要となっていることから、当交付金の交付対象農業者のほか、県・市町村の担当職員、JA等を対象として、県内3箇所で開催された。

なお、内容については農水省のホームページで開設されているオンライン研修の内容に基づいて説明を行った。

1 日時・場所（3回実施・計100人（内 農業者70名）参加）

(1) 日時 令和元年7月30日（火）13:30～16:00

場所 岡山県備中県民局（倉敷市羽島1083） 44人参加（内 農業者31名）

(2) 日時 令和元年8月6日（火）13:30～16:00

場所 津山市役所（津山市山北520） 34人参加（内 農業者27名）

(3) 日時 令和元年8月8日（木）13:30～16:00

場所 岡山県立青少年農林文化センター 三徳園（岡山市東区竹原505）
22人参加（内 農業者12名）

2 実施内容

(1) 交付金の概要の説明

- ・環境保全型農業直接支払交付金の概略
→交付金の対象となる取組
岡山県の状況等

(2) 国際水準GAPの説明

- ・農林水産省のHPのオンライン研修用のテキストに基づき、ポイントを解説。
- ・国際水準GAPと岡山県GAP等の違い、取組と認証の違い等を説明



(3) 演習

農林水産省のHPに掲載されている「GAP理解度確認テスト（4種）」の1つを紙に印刷したものを用いて、参加者に適宜挙手を求め、1問ずつ検討。

(4) GAP理解度・実施内容確認書記入方法の説明

実施状況報告の際に必要な「GAP理解度・実施内容確認書」について、本日の研修内容や「おかやま県版GAP評価点検シート」を参考として、課題の理解（必要と考える取組、各2つずつ）の部分について、その場で考え記入。

中国四国地域における取組状況の推移（平成27年度～令和元年度）

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度 (見込み)
鳥取県	取組件数（件）	43	45	44	47	48
	実施面積（ha）	373	437	466	499	499
	交付額（千円）	24,527	28,333	29,800	32,135	32,915
島根県	取組件数（件）	95	100	106	89	86
	実施面積（ha）	1,470	1,520	1,537	1,346	1,443
	交付額（千円）	96,049	94,288	95,900	83,346	87,927
岡山県	取組件数（件）	51	52	55	53	53
	実施面積（ha）	225	236	250	225	233
	交付額（千円）	17,525	18,036	18,972	17,389	17,951
広島県	取組件数（件）	62	69	68	60	58
	実施面積（ha）	519	602	589	575	518
	交付額（千円）	26,678	29,024	29,831	28,957	26,459
山口県	取組件数（件）	75	59	60	50	46
	実施面積（ha）	458	526	546	450	459
	交付額（千円）	31,649	33,112	31,355	30,009	30,163
徳島県	取組件数（件）	43	42	43	35	37
	実施面積（ha）	119	152	177	119	112
	交付額（千円）	9,395	11,075	11,463	9,269	8,668
香川県	取組件数（件）	20	20	20	20	21
	実施面積（ha）	95	91	87	89	100
	交付額（千円）	5,882	5,717	5,098	5,755	6,684
愛媛県	取組件数（件）	28	27	26	23	24
	実施面積（ha）	219	240	230	223	219
	交付額（千円）	17,546	17,830	18,178	17,801	17,511
高知県	取組件数（件）	55	44	42	36	30
	実施面積（ha）	222	243	228	192	184
	交付額（千円）	17,062	18,409	15,895	13,012	12,612
中四国 合計	取組件数（件）	472	458	464	413	403
	実施面積（ha）	3,701	4,047	4,109	3,719	3,767
	交付額（千円）	246,312	255,823	256,491	237,673	240,890



高めよう 地域協働の力!

資料No. 3

令和2年度 第1回
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

令和元年度 多面的機能支払交付金の実施状況



© 岡山県マスコット「ももっち」「うらっち」 花いっぱい

令和2年5月

岡山県農林水産部

多面的機能支払交付金の概要

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、これまで地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の維持や発揮に支障が生じている。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されている。

多面的機能支払

農地維持支払

対象者：農業者等により構成される活動組織

多面的機能を支える共同活動を支援

- ①水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ②農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ③保安全管理構想の作成等

交付単価

田 3,000円/10a
畑 2,000円/10a
草地 250円/10a



資源向上支払

※ 農地維持支払と併せて取り組むことが必要

対象者：農業者及び地域住民等で構成される活動組織

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- ①施設の軽微な補修（農地・水路・道路・ため池）
- ②農村環境保全活動（生態系保全・景観形成等）
- ③多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害防止柵設置等）

田 2,400円/10a
畑 1,440円/10a
草地 240円/10a

- ※ 5年以上経過した地区及び施設の長寿命化に併せて取り組む場合は交付単価の75%
- ※ ③多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は交付単価の5/6
- ※ ③多面的機能の更なる増進、農村協働力深化に向けた活動を行う場合は加算措置あり



施設の長寿命化のための活動を支援

- ①施設の長寿命化のための活動
（水路や農道などの施設の更新）
（施設の老朽化部分の補修）

田 4,400円/10a
畑 2,000円/10a
草地 400円/10a

- ※ 広域活動の条件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織は交付単価の5/6
- ※ 活動組織、1集落当たりの上限額は200万円



活動計画書に位置付けた「交付対象面積」により交付額を算定
[負担割合： 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4]

期待される効果

- 施設の適正な管理を行うことで多面的機能の維持・発揮・増進が見込まれる。
- 地域ぐるみの活動による集落機能の維持・強化が見込まれる。
- 施設の管理を地域で支えて、担い手の負担軽減や規模拡大を後押しする。
- 集落の共同活動等により、地域の活性化が図られる。

令和元年度 多面的機能支払交付金の実施状況

【農地維持支払】

農地維持支払交付金とは、農地・農業用水等の地域資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援である。

交付金額：435,468千円（平成30年度：427,387千円 対前年比：1.02倍）

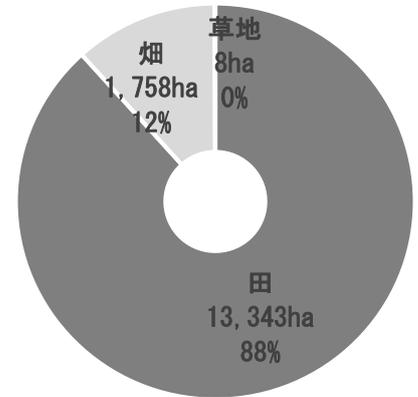
	平成30年度 A	令和元年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
市町村数	25	25	0	1.00倍
対象組織数	537	531	-6	0.99倍
取組面積 (ha)	14,828	15,109	281	1.02倍
カバー率(参考)	25.0%	25.5%	0.5%	1.02倍

※カバー率計算：農振農用地面積は平成28年12月、岡山県農林水産部農村振興課調べ。

○対象組織当たり平均面積：35.1ha（全国平均：80.9ha）

○保全管理する施設(※H30)：水路 4,800km
農道 2,539km
ため池 1,276箇所

○地目別取組状況：田 13,343ha（88%）H30:13,096ha（88%）
（右図参照） 畑 1,758ha（12%）H30:1,723ha（12%）
草地 8ha（0%）H30:9ha（0%）



【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

- 組織数：岡山市 69組織(+3)、吉備中央町 59組織(±0)、津山市 58組織(-2)
- 取組面積：岡山市 3,527ha(+217)、津山市 2,202ha(-39)、吉備中央町 1,283ha(-2)
- カバー率：奈義町 85%(±0)、浅口市 61%(±0)、美咲町 56%(±0)、
- 取組を実施していない市町村：早島町、里庄町

《参考：全国の状況》

農地維持支払は、47都道府県で取組。

	平成29年度 A	平成30年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
取組市町村数	1,429	1,434	5	1.00倍
取組組織数	28,290	28,348	58	1.00倍
取組面積 (ha)	226万6千	229万2千	2万6千	1.01倍

※参考値：全国平均カバー率55%（平成30年度実績）

※R元年度実績値：公表されていない

【資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援。

交付金額：223,627千円（平成30年度：214,695千円 対前年比：1.04倍）

	平成30年度 A	令和元年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	21	21	—	—
対象組織数	365	370	5	1.01倍
取組面積 (ha)	11,933	12,286	353	1.03倍
カバー率(参考)	20.1%	20.7%	0.6%	1.03倍

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：岡山市 62組織(+3)、吉備中央町 59組織(±0)、美咲町 45組織(±0)

○取組面積：岡山市 3,413ha(+218)、津山市 2,082ha(-20)、吉備中央町 1,283ha(-2)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(共同活動)は、46都道府県で取組。

	平成29年度	平成30年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	1,284	1,287	3	1.00倍
取組組織数	22,299	22,223	▲76	1.00倍
取組面積 (ha)	200万1千	202万3千	2万2千	1.01倍

【資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）】

資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援である。

交付金額：245,249千円（平成30年度：228,644千円 対前年比：1.07倍）

	平成30年度 A	令和元年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	17	17	—	—
対象組織数	183	183	—	—
取組面積 (ha)	7,123	7,189	66	1.01倍
カバー率(参考)	12.0%	12.1%	0.1%	1.01倍

◆対象施設 (※H30)：水路 214km、農道 157km、ため池 68箇所

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：津山市 34組織(+1)、吉備中央町 29組織(±0)、鏡野町 26組織(±0)

○取組面積：津山市 1,924ha(-18)、吉備中央町 931ha(±0)、笠岡市 738ha(±0)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(施設の長寿命化)は、46都道府県で取組。

	平成29年度	平成30年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	869	871	2	1.00倍
取組組織数	11,586	11,616	30	1.00倍
取組面積 (ha)	69万0千	71万1千	2万1千	1.03倍

令和元年度 多面的機能支払の取組状況

市町村名	農振農用地面積 (ha)				農地維持支払					資源向上支払【共同活動】					資源向上支払【長寿命化】							
					交付対象面積 (ha)				支援 総額 (千円)	地区 数	交付対象面積 (ha)				支援 総額 (千円)	地区 数	交付対象面積 (ha)				支援 総額 (千円)	地区 数
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計			田	畑	草地	計			田	畑	草地	計		
岡山市	11,924	1,887	178	13,988	3,275	252	0	3,527	103,293	69	3,165	248	0	3,413	67,536	62	0	0	0	0	0	0
玉野市	710	95	0	804	19	0	0	19	570	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備前市	374	37	8	420	150	10	0	161	4,717	12	64	8	0	72	1,651	3	70	6	0	76	2,402	3
瀬戸内市	1,599	582	7	2,188	179	15	0	194	5,659	4	154	15	0	168	3,636	3	0	0	0	0	0	0
赤磐市	1,939	357	0	2,296	304	63	0	367	10,377	18	153	8	0	161	3,408	8	0	0	0	0	0	0
和気町	818	89	0	908	258	16	2	276	8,067	19	63	4	0	67	1,318	4	41	1	0	42	1,608	1
吉備中央町	1,915	443	54	2,411	1,067	217	0	1,283	36,334	59	1,067	217	0	1,283	22,631	59	757	174	0	931	32,538	29
備前局	19,278	3,490	247	23,015	5,252	573	2	5,826	169,016	182	4,666	499	0	5,165	100,179	139	868	181	0	1,049	36,548	33
倉敷市	2,358	1,162	0	3,519	190	0	0	190	5,700	1	0	0	0	0	0	0	621	0	0	621	23,885	2
笠岡市	564	971	5	1,540	219	550	0	769	17,569	10	50	549	0	599	6,850	4	189	549	0	738	9,100	3
井原市	911	665	59	1,635	343	95	0	438	12,194	11	343	95	0	438	7,347	11	167	63	0	229	7,569	4
総社市	1,781	128	0	1,909	54	1	0	55	1,625	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高梁市	1,747	1,501	43	3,291	263	61	1	325	9,107	35	39	21	1	62	1,086	6	0	0	0	0	0	0
新見市	2,179	1,076	414	3,669	266	3	0	269	8,049	24	38	1	0	39	693	3	23	1	0	24	908	2
浅口市	408	248	0	656	300	100	0	400	11,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早島町	69	1	0	70	※ 現在のところ取組予定はない。																	
里庄町	45	21	0	66	※ 現在のところ取組予定はない。																	
矢掛町	762	100	114	975	312	26	0	338	9,876	10	312	26	0	338	5,895	10	120	16	0	136	4,946	3
備中局	10,824	5,872	634	17,330	1,947	836	1	2,784	75,120	93	782	692	1	1,475	21,871	34	1,119	629	0	1,748	46,408	14
津山市	3,652	308	148	4,107	2,102	100	0	2,202	65,060	58	1,984	97	0	2,082	37,431	44	1,837	87	0	1,924	72,823	34
真庭市	3,446	497	1,099	5,042	372	5	0	377	11,260	16	363	5	0	368	6,591	15	40	2	0	42	1,582	2
美作市	2,375	352	0	2,728	414	11	0	426	12,655	23	411	11	0	422	8,658	22	185	7	0	192	7,296	9
新庄村	192	13	127	332	121	3	0	124	3,697	10	71	0	0	71	1,276	5	64	3	0	67	2,535	5
鏡野町	1,498	35	185	1,718	751	28	0	779	23,096	43	679	27	0	706	13,059	34	448	20	0	468	17,734	26
勝央町	926	311	0	1,237	334	37	0	371	10,762	19	60	12	0	72	1,209	6	34	10	0	44	1,481	5
奈義町	675	36	0	711	607	0	0	607	18,197	18	535	0	0	535	9,498	14	590	0	0	590	20,825	17
西粟倉村	151	3	0	154	10	0	0	11	311	1	10	0	0	11	186	1	0	0	0	0	0	0
久米南町	909	181	14	1,104	506	62	0	568	16,432	23	297	49	0	346	5,879	11	390	54	0	444	16,079	15
美咲町	1,516	193	144	1,853	927	102	5	1,034	29,859	45	926	103	5	1,034	17,790	45	560	57	5	622	21,940	23
美作局	15,339	1,929	1,717	18,985	6,144	350	5	6,499	191,331	256	5,337	304	5	5,646	101,577	197	4,146	241	5	4,392	162,293	136
岡山県	45,441	11,290	2,598	59,329	13,343	1,758	8	15,109	435,468	531	10,785	1,495	6	12,286	223,627	370	6,133	1,051	5	7,189	245,249	183

※ 農振農用地面積は平成28年12月、岡山県農林水産部農村振興課 調べ

平成31(2019)年度 多面的機能支払【農地維持支払】活動計画期間別の市町村別実施状況

市町村名	2014 - 2018 (2018最終年)		2015 - 2019 (2019最終年)		2016 - 2020 (2020最終年)		2017 - 2021 (2021最終年)		2018 - 2022 (2022最終年)		2019 - 2023 (2023最終年)		合計	
	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数
岡山市			1,047	33	372	14	1,240	12	223	5	646	5	3,527	69
玉野市											19	1	19	1
備前市			28	3					22	4	111	5	161	12
瀬戸内市			25	1			45	1	40	1	83	1	194	4
赤磐市					235	13	50	2			81	3	367	18
和気町			83	5	25	3	42	3	8	1	118	7	276	19
吉備中央町	5	1	187	15	204	5	887	38					1,283	59
備前局	5	1	1,370	57	836	35	2,264	56	293	11	1,058	22	5,826	182
倉敷市					190	1							190	1
笠岡市			7	2	20	3	193	3	1	1	549	1	769	10
井原市							345	8			94	3	438	11
総社市					55	1							55	1
高梁市			188	23	79	6	45	4			14	2	325	35
新見市			38	5	9	1	28	2	42	3	153	13	269	24
浅口市					400	1							400	1
早島町													0	0
里庄町													0	0
矢掛町							338	10					338	10
備中局	0	0	233	30	752	13	947	27	43	4	809	19	2,784	93
津山市	23	2	106	10	50	4	132	5	40	2	1,851	35	2,202	58
真庭市			9	1			294	12			75	3	377	16
美作市					103	5	203	13	39	2	80	3	426	23
新庄村											124	10	124	10
鏡野町			6	1			64	4			709	38	779	43
勝央町			196	8			37	2	15	2	122	7	371	19
奈義町											607	18	607	18
西粟倉村											11	1	11	1
久米南町		6			11	1	258	8			121	8	568	23
美咲町							948	43			86	2	1,034	45
美作局		8	318	20	165	10	1,936	87	94	6	3,785	125	6,499	256
岡山県	206	9	1,921	107	1,753	58	5,147	170	430	21	5,653	166	15,109	531
比率	1.4%	1.7%	12.7%	20.2%	11.6%	10.9%	34.1%	32.0%	2.8%	4.0%	37.4%	31.3%		

※交付対象面積(ha)は、田、畑、草地の合計数

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-876)	北海道 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	新潟県、富山県、石川県、福井県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

活動組織、広域活動組織向け

高めよう 地域協働の力!
多面的機能支払交付金



令和2年度 改正のポイント



令和2年4月

農林水産省

災害時の交付金融通が可能となります

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

対象組織間で既配分の交付金の融通が可能となります。



大雨により農地に堆積した流木等を地域共同で撤去

災害対応に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けるとして、**早期営農再開が可能**となります。

※翌年度以降の交付金の交付の際に、市町村が融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能。

活動要件や項目、取組内容の見直し

資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」

取組内容が拡充されます。

① ◆ これまで

「57 医療・福祉との連携」

◆ **これから**

「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。

② 「55 防災・減災力の強化」について

「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命



(例) 小学校と連携したアイガモ農法の体験学習

作業安全対策

実践活動等の際には、**安全な活動に努める**ものとし、研修メニューに「**機械の安全使用に関する研修**」が追加されます。

※全ての対象組織で、活動期間中に1回以上実施する。

(令和元年度までに活動を開始し、令和2年度に変更や再認定を受けない組織も含む)



○ 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習会を開催又はそれに参加する。

役員に女性が参画している場合の加算措置の要件緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から**6割以上**に緩和されます。

「農村協働力の深化に向けた活動」加算措置要件

「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける対象組織のうち、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行うこと。

- a
 - ・ 構成員のうち、4割以上が**非農家**
 - ・ 構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or 令和2年度改正

- b
 - ・ 構成員のうち、4割以上が**非農家**かつ、**役員に女性を2名以上選任**
 - ・ 構成員の**6割以上**が参加する実践活動を、毎年度**2種以上**それぞれ**別の日**に行う

実践活動	参加割合	実施日	判定
水路の泥上げ 植栽等の景観形成活動	6割 6割	4/20 6/20	○
水路の泥上げ 農道の草刈り	6割 6割	4/20 4/20	×
植栽等の景観形成活動 生物の生息状況把握	6割 6割	4/20 6/20	○
水路の泥上げ 水路の泥上げ	6割 6割	4/20 6/20	×

複数の実践活動ではないため×

複数の実施日ではないため×



女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりに努めます！

持越金についてその額の精査をお願いします

交付金の精算、持越について

使用予定に基づいて**残額の一部又は全部を持ち越し、翌年度以降の活動に使用することが可能**です。持ち越し額については、**十分に精査し、実施状況報告書にその使用予定を明記してください。**

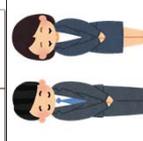
※実施期間終了年度末にあっては、翌年度に再認定を受け活動を継続する場合のみ持ち越しが可能。

(様式第1-8号) (別添)

支 出 部	次年度への持越金 (年度別・員数別)	(持越金の使用予定(使用開始、使用内訳)等を記入)
4.	次年度への持越金 (年度別・員数別)	(持越金の使用予定(使用開始、使用内訳)等を記入)
5.	次年度への持越金 (年度別・員数別)	(持越金の使用予定(使用開始、使用内訳)等を記入)
合 計		

別添

使用内訳	使用予定金額	員数
使用内訳	使用予定金額	員数
計		



備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入。
多額な持ち越し(※当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「(別紙)持越金の使用予定表」を作成し、提出。

多面的機能支払交付金
岡山県最終評価報告書
平成26年度～平成30年度（5年間）



岡山県マスコット「ももっち」

令和2年5月
岡山県耕地課

多面的機能支払交付金 岡山県最終評価報告書

平成26年度～平成30年度（5年間）最終評価

第1章 取組の基本方針

1. 基本的な考え方

近年の農村地域の高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等に支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大の阻害も懸念されている。

こうした中、岡山県では「晴れの国生き生きプラン（平成29年3月策定）」の下、「生き生き岡山」の実現を県政の基本目標とし、その達成に向けて全力で取り組んでいるところであり、本施策により地域の共同活動を支援し、地域資源の保全管理を推進することにより、多面的機能の適切かつ十分な発揮につなげる。

2. 農地維持支払に関する事項

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「要領」という。）別記1－2の「国が定める活動指針及び活動要件」を基礎として、県下の実態を踏まえ、必要最小限の範囲において、取組の追加や各取組内容への追加的な記述を可能とする。

② 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項

ア. 地域資源の基礎的保全活動

国が定める活動指針に準じ、農業用施設の適正管理（安全施設の管理、異常気象前の見回り・応急措置）を県独自で定めている。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

国が定める活動指針に準ずる。

3. 資源向上支払（共同）に関する事項

① 地域活動指針策定における基本的考え方

要領別記1－2の「国が定める活動指針及び活動要件」を基礎として、県下の実態を踏まえ、必要最小限の範囲において、取組の追加や各取組内容への追加的な記述を可能とする。

② 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項

国が定める活動指針に準ずる。

4. 資源向上支払（長寿命化）に関する事項

① 地域活動指針策定における基本的考え方

要領別記1－2の「国が定める活動指針及び活動要件」を基礎として、県下の実態を踏まえ、必要最小限の範囲において、取組の追加や各取組内容への追加的な記述を可能とする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修、更新等を対象活動とする。なお農地に係る施設については、集落が管理する水路や農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で実施することが出来るものとする。

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	取組内容
項目の追加	集落が管理する施設	水路 (付帯施設)	補修	用排水機場の補修	用排水機場内の、破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと
		ため池 (ため池本体)	補修	ため池の浚渫	ため池において、堆積した土砂等を、堤体等の安定性が損なわれないよう浚渫を行うこと
		ため池 (付帯施設)	補修	管理橋の補修	ため池の管理橋の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと
	農地に係る施設	用水施設	補修	給水栓の補修	給水栓及びその付属施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと
			更新等	給水栓の更新	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓及びその付属施設について、新等の対策を行うこと

5. その他推進体制等

本交付金による取組の推進にあたっては、関係市町村、農業者団体、県及び集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、県、市町村、農業団体等と連携し、定期的な会議の開催、情報共有を図る体制を整備して事業の推進を図る。

第2章 取組の状況

1. 取組実績 (平成30年度実績) ※括弧書きは平成26年度

(23) (85)

(1) 市町村数 : 25市町村 割合93% (25/全市町村数(27)×100)

(353)

(2) 活動組織数 : 537組織 (広域活動組織含む)

うち農地維持支払 537組織 (353組織)

資源向上支払 (共同) 365組織 (274組織)

資源向上支払 (長寿命化) 183組織 (163組織)

(11, 238)

(3) 取組面積 : 14, 828ha

うち農地維持支払 14, 828ha(11, 238)

資源向上支払 (共同) 11, 933ha(10, 264)

資源向上支払 (長寿命化) 7, 123ha(6, 046)

(3, 457)

(2, 273)

(1, 177)

(4) 対象施設数 : 水路 4,686km、農道 2,503km、ため池 1,237ヶ所

(746百万円)

(5) 交付金額 : 871百万円

うち農地維持支払 427百万円 (324百万円)

資源向上支払 (共同) 215百万円 (178百万円)

資源向上支払 (長寿命化) 229百万円 (245百万円)

第3章 取組による効果

1. 評価の視点と調査方法

最終評価は以下の8項目の視点で評価する。

- (1) 地域資源の保全管理
 - (2) 農村環境の保全・向上
 - (3) 農業用施設の機能増進
 - (4) 農村地域の活性化
 - (5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献
 - (6) 岡山県独自の取組
 - (7) 災害復旧の取組
 - (8) 事業の認知度について・・・・・・・・市町村へアンケート
- } 活動組織へアンケート

調査方法は令和2年度2月～3月に実施したアンケート調査による。

評価の時期について

多面的機能支払交付金の県の評価は毎年度、県の第三者委員会で実施状況の点検・取組の評価を行っており、また、5年を一区切りの中間評価・最終評価を実施することとしている。

中間評価は平成28年度に実施し、最終評価は平成30年度に予定していたが、平成30年7月豪雨により最終評価アンケート調査実施を延期した。また、本事業制度は被災後の復旧にも活用可能で、このことを評価に反映させるため、平成30年7月豪雨の対応がほぼ完了する令和2年2月～3月に災害対応への評価を含めたアンケート調査を実施した。

2. 効果の発現状況

【評価区分】

a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (取組組織の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (取組組織の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (取組組織の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である (取組組織の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)

(1) 地域資源の保全管理

① 農地の保全管理

効果項目	評価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生や面積拡大を抑制	■	□	□	□
病虫害の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への支障が低減	■	□	□	□
農用地での鳥獣被害が抑制	□	■	□	□
農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能	■	□	□	□
【補足】				

② 農業用施設の機能維持

効果項目	評価			
	a	b	c	d
農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理	■	□	□	□
異常気象等による被害の拡大等の抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	■	□	□	□
農業者による農業用施設の保全管理作業に係る負担が軽減	■	□	□	□
【補足】				

③ 地域資源の保全管理体制の維持・強化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成	□	■	□	□
集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保全管理のための体制が強化	□	■	□	□
【補足】				

■総括：活動組織を対象としたアンケート調査によれば、遊休農地の発生拡大の抑制については、約9割の組織が効果があったと回答している。また、農業用施設の機能維持についても、ほとんどの組織が効果があったと回答している。保全管理体制の維持・強化については、約7割の組織が効果が出てきたと評価しているが、まだ一部地域では、リーダーが育っておらず、取組内容の広がりや取組の拡大にあたっての障害となっている。

(2) 農村環境の保全・向上

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域の景観が保全・向上	■	□	□	□
地域の生態系や水質が保全・向上	□	■	□	□
伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	□	■	□	□
活動に対する関心や理解、協力意識が向上	■	□	□	□
【補足】				

■総括：活動組織を対象としたアンケート調査によれば、景観の保全・向上や活動に対する理解・協力については、9割以上の組織が効果があったと回答している。伝統行事、伝統文化の継承・復活については活動に取り組んでいる5割の組織が効果ありとしており、自主的に取り組んでいる組織でも約半数の組織が効果ありの評価となっている。

(3) 農業用施設の機能増進

効果項目	評価			
	a	b	c	d
施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進	■	□	□	□
長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上	■	□	□	□
農業用施設の補修技術や知識が向上	□	■	□	□
農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減	■	□	□	□
【補足】				

■総括：活動組織を対象としたアンケート調査によれば、資源向上支払（長寿命化）に取り組んでいる組織のほとんどが効果があったと回答している。補修技術や知識の向上では約7割の組織で効果があったと回答しており、これは外部の専門業者による対応を行う活動組織もあると

推測されることから、直営施工の普及に向けた研修への参加を促す必要がある。本取組は活動によりすぐに効果が現れ、維持管理にかかる負担が即軽減されるので、参加者の活動に対する理解や協力が得やすい。

(4) 農村地域の活性化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化	■	□	□	□
集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落間の交流が活性化	□	■	□	□
【補足】				

■総括：活動組織を対象としたアンケート調査によれば、地域コミュニティの活性化については、8割以上の組織で効果があったと回答している。また、集落の枠を超えた集落間の交流については、約5割の組織で効果が出ていると回答しており、今後、これらの交流が他組織へのよい影響となり集落間交流が広がることを期待したい。

(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目	評価			
	a	b	c	d
担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進	□	■	□	□
農業の担い手の育成が推進	□	□	■	□
取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進	□	□	□	■
大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上	□	□	■	□
【補足】				

■総括：活動組織を対象としたアンケート調査によれば、担い手農家への農地集積については、約5割の組織で効果があった。担い手育成については約4割の組織で効果ありと回答している。取組による新種作物の導入や6次産業化への取組については効果ありの組織は約2割となった。大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上についても効果ありの組織は約3割となった。

今後、高齢化に伴うリタイヤ農家の増加が想定されており、担い手

農家への農地集積は喫緊の課題であり、そのため、本活動を通じた地域コミュニティにおける話し合いを支援する必要がある。

(6) 都道府県独自の取組

効果項目	評価			
	a	b	c	d
農業用施設の適正管理 (安全施設の管理、異常気象前の見回り・応急措置)	■	□	□	□
【補足】				

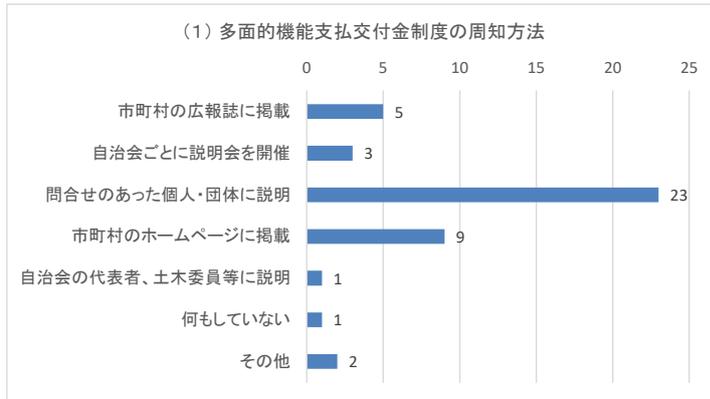
■総括：活動組織を対象としたアンケート調査によれば、農業用施設の適正管理については、8割超の組織で効果があったと回答しており、地域の排水を担っている農業用水路等の見回りの強化は望まれているものとする。

(7) 災害復旧の取組

効果項目	評価			
	a	b	c	d
甚大な自然災害への対応【特例措置】 (H30.7豪雨のような災害への対応)	□	■	□	□
【補足】				

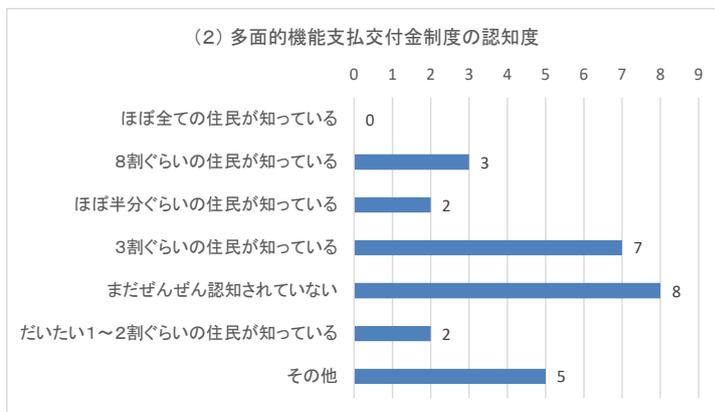
■総括：活動組織を対象としたアンケート調査によれば、甚大な自然災害への対応を行い、7割超の組織で効果があったと回答している。

(8) 事業の認知度 (市町村へのアンケート)



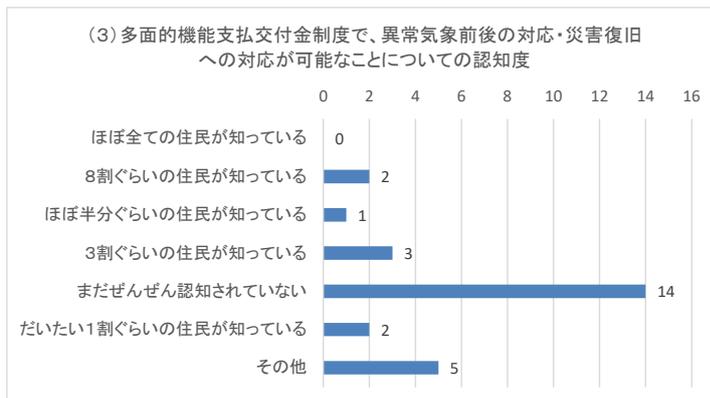
その他意見

- ・市発行の農業委員会だよりの掲載
- ・広域化に向け、土木指導員、自治会の代表者に説明
- ・中山間直払い制度の説明会で未加入組織にも周知



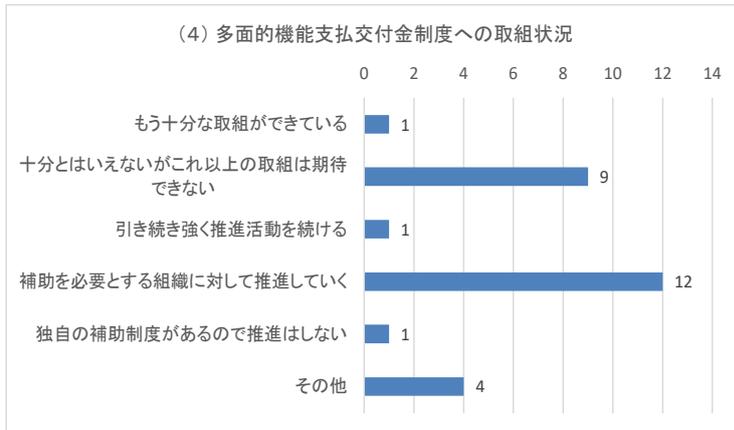
その他意見

- ・農業関係者には5割以上周知できている
- ・取組を検討している組織の代表者などは認知している



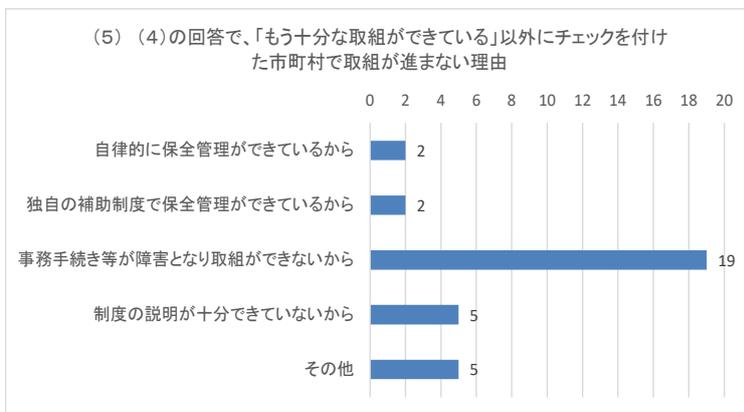
その他意見

- ・活動実施している組織はほぼすべて知っている
- ・市民の基本的な考え方と制度内容が合致しないため質問に特化した認知は不必要と考える



その他意見

- ・引き続き、取組面積の拡大を推進していく
- ・取組を検討している組織に対して推進する
- ・今までは独自の補助制度により保全管理ができていたが制度の変更を行うこととしており、今後推進していく



その他意見

- ・地域のリーダーがいない。
- ・推進体制が整っていない（職員不足、転勤等）
- ・市街化と調整区域の農地が混在、農家と非農家のコミュニティ意識が希薄なため、活動の話し合いや意識統一、組織化が困難

- ・従前事業からの引継のため自発的に取り組む意識が希薄
- ・離農者、高齢化が増加
- ・制度が複雑で煩雑でありメリットを感じにくい
- ・高齢化による5年先への不安から構成員が脱退する等、継続することも困難になりつつある

■ 総括：制度の認知度が5割以上と答えた市町村は少なく、また異常気象時に本事業が活用できることへの認知度はさらに低い傾向となった。高齢化、人手不足が続く地域において、本事業を今後も活用していくことを目標に事業制度のさらなる周知、繁雑な事務手続きの軽減などの取組が必要といえる。

第4章 地域資源の保全活動に関する普及・啓発

- ・ 本県では、多面的機能支払交付金制度について県ホームページで普及啓発を行っており、各市町村では、広報誌に掲載・配布や自治体ホームページによる普及啓発を行っている。また、自治会等の代表者への説明会の開催や、農業委員会総会での説明、中山間地域等直接支払交付金制度の説明会に合わせて説明を行っている自治体もある。
- ・ 認知度については、県民に対しての調査を行っていないが、各市町村担当者へのアンケート調査によれば、農業者には認知されてきているが、非農業者を含めると3割から5割程度とまだ低い状況である。

第5章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等

1. 課題と今後の取組方向

- ・ 現在、本県の取組のカバー率は25.0%と全国平均よりも低く、実施状況が各市町村によって開きがある。これには、各地域での営農形態の違いや農村社会の違い、各自治体での支援措置の違いなどが関係しており、一概に取組のカバー率の低い市町村を対象に推進を図る必要はないと考えている。

直接支払等を受けなくても自律的に維持管理できる体制が整備されることが望ましい姿と考えているが、農村地域の混住化や農業就業人口の減少が進む中で、価値観が多様化しており、従来どおりのやり方で地域資源を維持していくことが困難となっている実態がある。

そのため、本取組が地域での共同活動の維持や新たに始めるための動機付けとなることを期待しているが、現状として、県民への本制度の周知が十分とはいえないことから、県から市町村、市町村から地域への制度周知体制の強化を図る。

周知体制の強化策として、以下の取組を進めていく。

- 1) 市町村のトップ会議においてカバー率を情報提供し認知度を上げる
- 2) 集落間の交流や県全体のイベントなど先進事例を参考に活動を広げる
- 3) 非農家の人にも参加しやすいように組織名を工夫する
- 4) 将来を担う子供の参加を促すため学校との連携を進める
- 5) 女性の活躍の場を広げるための周知を行う
- 6) 広域化のさらなる推進を進める
- 7) 異常気象前後の対応、災害復旧に利用できることの更なる周知

・わかりやすいガイドラインの作成

農村地域は高齢化による維持管理が困難となっていく中で、後継者不足・リーダー不足であり、新規組織設立や年次報告等の事務手続きの書類作成が複雑なこと、また、制度が非常に複雑なことから、取組の拡大・推進等の障害となっている。

岡山県では本事業の「活動の手引き」「リーフレット」を作成し、市町村及び活動組織へ配布している。令和2年度版の資料も近日中に配布予定であり、今後も利用者の声を反映させながら改訂を進めていく。

・事務手続きのさらなる簡素化

複雑な書類作成の負担軽減のため事務支援ソフトの導入を行っている。

このソフトは作業日報への入力で、従来は各種書類に重複して記載していた内容が連動して入力されるため書類同士の不整合がなくなり、チェック等の手間が軽減されるメリットがある。また頻繁に行われる様式変更にもソフトのバージョンアップのみで対応できる。今後もソフトの説明会、デモ版の貸出等を進めていき、活動組織の負担を軽減していく。

・活動組織に求められる研修の実施

毎年実施している活動組織向けの研修では活動組織からの希望を聞き取り、求められる研修を実施していく。令和2年度では希望の多かった草刈りの現地研修を行う予定であり、実施内容については市町村とも協議を行い、有益な研修となるよう実施していく。